

第 3 回

新 J I C A の環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会

日時：平成 2 0 年 4 月 3 日（木）

場所：東京国際センター（J I C A 東京）講堂

独立行政法人 国際協力機構

国 際 協 力 銀 行

「新 JICA の環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会」出席者
(順不同・敬称略)

【学識経験者】

原科 幸彦	東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
堀田 昌英	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻准教授
松下 和夫	京都大学大学院地球環境学堂教授
吉田 恒昭	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授

【NGO】

新石 正弘(ご欠席)	ブリッジエーシアジャパン事務局長
清水 規子	国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ
高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター調査研究・政策提言担当
福田 健治	メコン・ウォッチ事務局長

【産業界】

小西 純平	社団法人 日本貿易会経済協力委員会副委員長(三菱商事株式会社業務部総括・場所内部統制チーム国際協力担当マネージャー)
高梨 寿	社団法人 海外コンサルティング企業協会理事
千吉良 久暢(ご欠席)	株式会社 三菱東京 UFJ 銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト環境室上席調査役
中山 隆	社団法人 海外建設協会常務理事

【政府関係者】

大西 靖	財務省国際局開発企画官
北村 俊博	外務省国際協力局政策課首席事務官
早水 輝好	環境省地球環境局環境協力室長
山下 文夫(ご欠席)	経済産業省貿易経済協力局資金協力課課長補佐

【事務局発言者】

廿枝 幹雄	JBIC 開発業務部 企画課長
齋藤 法雄	JBIC 環境審査室 第二班課長
熊代 輝義	JICA 企画部 審議役 兼 審査室準備室 次長
渡辺 泰介	JICA 審査室準備室 環境社会配慮審査第一課長

【事務局以外の JICA・JBIC 発言者】

中澤 慶一郎	JBIC 開発業務部 業務課長
植嶋 卓巳	JICA 企画部 次長

午後 2 時 0 2 分 開会

開 会

原科座長 こんにちは。2 時になりました。定刻でございますので、開始いたします。

まず、御報告いたします。これは既に事務局から御案内いただきましたが、2 人の司会役ということで役割分担を決めまして、私が座長、副座長に吉田先生をお願いするということになりました。これは前回の皆さんの議論の大半がといいますか、多くの方が正副の格好でやった方がいいということでしたので、それを踏まえまして、そのようにさせていただきました。

最初に、議題に入ります前に、委員会の規定を、実際の運用に合わせて表現を変えた方がいいのではないかと思います。これは副座長の吉田先生と私の共同の提案でございますが、設置要領の表現を変えたらいかがかということでございます。これもメールで委員の皆さんにはお伝えしてございます。お手元に追加で裏表のコピーを用意していただきましたが、ページの下半分と次のページにかけてございます。

3 点ございます。1 つは、今申し上げた「2 名の司会を」というのを「座長、副座長を」と変えます。2 つ目が、これまでは「委員または事務局が提案して」と、これは議題の提案ですが、これを「委員と事務局が協議の上」という表現にした方がいいかと思いま

す。実際このように運営しておりまして、事務局だけで提案したりすることはございませんので、委員と事務局が協議して決めておりますので、そのように変えた方が明確になると思います。3つ目は、これも実際にやっていることでございますが、大変透明性の高い方法をとっておりまして、議事録、配付資料をあわせてホームページで公開しております。このことは大変大事なことでございますが、この委員会ではそのように進めておりますので、これもやはり規定にはっきり書いた方がいいだろうということで、議事録及び配付資料はJICA、JBICのホームページで公開するということにしたいと思っております。

まず、この件をお諮りしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。新しい提案というよりも、これまでの議論を踏まえてこのように変えていきたいということでございます。よろしいでしょうか。事務局、これでよろしいですか。 はい。

福田委員 1点だけ確認させていただきたいのですが、2点目の変更点で、委員または事務局が提案をし、委員会で決定するというものを、「委員と事務局が協議の上提案し」と変更されるということなのですが、この変更の意図をお教えいただけますか。

原科座長 これは、当初は「事務局が提案する」となっておりましたが、その後、「委員または事務局」と表現を変えました。しかし、実際には、どちらか一方がということはありませんで、両方で相談して提案してまいりましたので、このようにした方がいいだろうということでございます。そのために例えばビューローのようなものを設けまして、そのようなことを事前に検討するような場を設けた方がより効率的だと思いますが、そんなことを考えております。

福田委員 確認させていただきたいのですが、この表現となると、協議をしないと提案できないというふうには読めなくもないと思うのですが、今までは実はこの場所で事務局さんからも提案があり、私たちも提案させていただいたのですが、これは事前に事務局と協議をした上でそういった提案をこの場所に乘せてほしいという趣旨でしょうか。

原科座長 私はビューローというものを考えましたので、事前にそういうことをやった方がいいと思いましたが、これは吉田先生と私の共通の考えですが、ほかの御意見もあるかもしれません。事前に相談してというのはよろしくないですか。

福田委員 いや、構わないのですが、もしビューローを前提とした御提案であれば、その点を御説明していただいた上で、この点についてはお話しした方がいいのかなと思われました。

原科座長 私はビューローを前提にして考えましたけれども、この表現ではそうは読め

ないということであれば、ちょっと表現を変えなければいけないのですけれども、事務局、いかがでしょう。

事務局（熊代） ビューローの件は、我々はちょっとこの文章とは別に考えていたのですが、座長とも御相談したのですが、今回の有識者会議では、ビューローというのは、何かドラフティングするとか、そうではなくて、どちらかという議題整理というようなことですので、そうであれば、わざわざお忙しい皆さんをお一人ずつ各界から選んで相談するのではなくて、事務局と座長、副座長と相談して、もし必要があれば、議題を公表する前に、委員に一回お諮りして、それで公表するようなことにすればそんなに必要ではないのではないかと事務局では今考えております。

原科座長 いかがでしょう。ビューローをきちんと設けなくてもいいのではないかと、適宜やっていけるのではないかとということですが。

福田委員 私は、実は前回の改訂委員会には参加していなかったのですが、むしろ前回の委員会に参加していらっしゃった方、吉田先生は参加していらっしゃいましたよね。それから、高橋さんとかに、ビューローというやり方が効率的であったかどうかということをお教えいただければありがたいと思うのですが。

原科座長 それでは、私はこの前申し上げたので、吉田先生も同じようにおっしゃったと思いますが、ほかに何かございましたら。

高橋委員 JVCの高橋です。1回目の改訂委員会にも参加させていただいたのですが、私も、基本的にビューローの設置があった方が効率的に物事が進むと思っています。現時点で論点の整理というのまだまだ十分ではないという中で、どの回にどのくらいの時間をかけてビューローが機能するのかというのは回によって違ってくるとは思いますが、やはりそういうものがきちんとあった方が機能的だと思っています。基本的には原科先生のお考えと同じです。

清水委員 ビューローが効率的か否かについて話す前に、まず、JICAもしくはJETROでビューローが果たした役割、機能、構成メンバーについてお話しただけですしょうか。

原科座長 前回と言いましたのは、このJICAのガイドラインをつくったときですから数年前になりますけれども、その後も大体この方式を継承しておりまして、昨年12月にJETROの委員会と申しますが、JETROにおける環境社会配慮ガイドラインの策定委員会でございまして、12月に終了しました。ことしの1月1日からJETROで

はそのガイドラインを制定し、もう施行しております。この委員会は一昨年の10月末から始まりまして、1年ちょっとで17回の委員会をやってまいりました。そのときにもビューローを設けました。そのときには、JETROの委員会に御参加の方もここに何名かおられますけれども、御経験のとおりでございまして、議題整理とかをやりましたので、結構うまくいったと思っています。

負担はどのくらいかと申しますと、それほど大きな負担はございませんで、通常は、会議が始まる20～30分前に集まっていたいで確認するとか、あるいは会議が終わった後に集まっていたいで、次回どうしましょうと段取りを決めるとか、資料をどうするかとか、そんな相談をするようなことでもございました。ですから、それほどの負担ではないと思います。ただ、大事なことは、チャンネルができることによって、それぞれの分野の代表の方の意見をきちんと早目に得ることができることでもございます。ですから、NGOの皆さんの代表とか、産業界の皆さんの代表、あるいは行政委員の方の代表、そういった方にお一人ずつぐらい入っていただいておりますので、それと我々学識者と事務局と相談して、毎回の運営について基本的なことを確認していく、そんな進め方をしております。ですから、今回も、そのような意味では、ビューローというちょっと大げさになりますけれども、各分野からお一人代表を選んでおいていただいで、適宜開くようなことでもいいかもしれません。毎回開かなくても。でも、そういうチャンネルがあることによって、いつでもそういうことに迅速に対応できるのではないかと思いますので、私はビューローを開いた方がいいと思います。ただ、ビューローと明確に書かなくても、やり方はいろいろありますので、ですから、「委員と事務局が協議の上」という表現の方がいいかなと思って、このような提案をしております。

いかがでしょうか。大事なのは、それぞれの分野の代表の方にチャンネルをつくっておくことだと思いますけれども。

福田委員　そういう提案であれば、私は賛成したいと思います。

原科座長　それでは、とりあえずビューローメンバーをつくっておいて、必ずしも毎回開かなくてもいいということにいたしましょうか。必要があれば開く。よろしいですか。

産業界の皆さん、いかがですか。よろしいですか。高梨さんは御経験があるから、よくわかると思いますけれども。よろしいですか。

それでは、これは後でそれぞれ、きょうは3時間ございますので、1時間半ぐらいで休憩をとりますから　どうぞ。

清水委員 原科先生ご提案のがビューローについては賛成です。ただ、御提案の文言ですと、ビューローを通さないと提案できないことになってしまいまして、ビューローのメンバーでない委員が、例えばこの委員会の場で突然提案するというようなことはできなくなってしまいます。そのあたりもう少しこの文言を変えた方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

原科座長 動議はだれでも出せると思いますけれども、そこまでかたく考えますか。どうでしょうか。

吉田副座長 余り形式にとられるというより、むしろこの文面から考えるのは、毎回委員会が終わる前に次の回の日程を決め、そして次回の議題はその回の議論に基づいて、積み残しの議題に加えて新しい大まかな議題を、座長から提案してもらい、そして、とりわけ委員の中で、それは困るとか、これは絶対入れてくれとか、そういうのがある場合には、座長と事務局がその人の意見を勘案して、協議して次回の議題を決めていくという形が一番いいのではないですか。

原科座長 いかかでしょう。そうすると、「協議の上」という表現はあってもいいですか。第2項は変えないで、もとのままにしておく。その方がよろしいですか。

それでは、今、副座長がおっしゃったようなことがございますので、2番目に対してはもとのままで、1と3だけ修正いたします。よろしいでしょうか。 はい。では、そのようにいたします。

議 題

- (1) 「JICA環境社会配慮ガイドラインの運用実態の確認報告」及び「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン実施状況調査（海外経済協力業務）」について（継続）

原科座長 それでは、早速本日の議題に入ります。

(1) 「JICA環境社会配慮ガイドラインの運用実態の確認報告」及び「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン実施状況調査」、これは海外経済協力業務に関してでございますが、これにつきましての議論を継続いたします。これはたくさん資料がございます、前回も随分大変だったと思いますが、皆さんも読むのが大変だと思います。しかし、さらに資料がございますので、この点につきまして事務局から御説明をお願いい

たします。渡辺さん、よろしくお願いいたします。

事務局（渡辺） それでは、資料でございますけれども、右肩に「2008年3月31日 独立行政法人国際協力機構」とありまして、その下に「委員からの追加のご質問・コメントに対する回答」と書いてありまして、その下に「福田委員からのご質問・コメントに対する回答」という資料がございますので、これをごらんいただきたいと思います。

追加の質問・コメントをたくさんいただきましたので、本日は、恐縮ですけれども幾つかをかいつまんで御説明させていただくというようにさせていただきたいと思います。

まず、1ページ目の真ん中の四角でございますけれども、内部審査に係るヒアリング結果等についての御質問でございます。回答の方に内部審査について言及しております。内部審査の内容でございますが、2ページ目でございますけれども、上から1番目と2番目の四角で、実際に内部審査といったようなものをどういうふうに行っているかという回答をしておりますので、こちらもごらんいただきたいと思います。

飛びまして5ページでございますけれども、一番上の四角でございます。ステークホルダー協議についてのコメント・質問でございますけれども、回答の方で、ガイドラインの要件を実際にどういうふうに行ったのかというところが現在記録化されていない状況でございますので、この記録化について検討したいと考えております。

6ページでございますけれども、上から3番目の四角でございますが、回答の記載の中で、途中から括弧書きで書いてございますけれども、第2回委員会資料の別添の中で記載の訂正がございます。 「4件」と書いてあるものを「3件」に訂正させていただきたいと思っておりますので、この場で説明させていただきます。

さらに、飛びまして11ページでございますけれども、一番上の四角の回答の4行目でございますが、カンボジア国水力開発マスタープラン調査でございますけれども、これにつきましては、「18年度国際約束案件リスト」というものをホームページに掲載しておりますけれども、これから記載が漏れておりました。ここにおわびして、今後急ぎ修正をさせていただくということで考えております。

質問・コメントに対する回答の御紹介は以上にさせていただきまして、もう1点、既に委員からのコメント等でいただいておりますけれども、現地のステークホルダーからも聞き取り等を行って、運用実態の確認を行うべきではないかというコメントをいただいているところでございます。JICAとしましても補足調査をやるということで考えておまして、資料とは別の紙でA4の1枚紙がございますけれども、番号がついておりませんの

で申しわけございませんが、「2008年4月3日 独立行政法人国際協力機構」の下に「環境社会配慮ガイドラインの運用実態確認報告」の補足調査について」という1枚紙がございますので、これをごらんいただきたいと思います。

標記を補足するために、現行ガイドラインが適用されております数案件について現地調査を実施して、その結果を公表するというで考えております。

方法としましては、相手国政府、住民または住民代表へのヒアリング、相手国政府へのアンケートを考えております。調査の対象としましては、相手国政府、住民代表は少なくとも考えておりますけれども、さらに、このプロジェクトに関係するNGOがあれば、現地のNGOにもヒアリングを行うといったことも考えております。

2番目に、内容として、大まかですけれども調査の項目を記載しております。プロジェクト及びその影響に対する認知度、影響緩和に関する相手国政府の姿勢、情報公開について、さらに、ステークホルダー協議については、時期や計画への反映について、それから、住民移転計画がある場合の合意形成や対策について、環境社会配慮上の問題の指摘があった場合の対応について、また、相手国の環境影響評価法制度に基づく環境影響評価が行われている場合の実施状況、こういった点についての現地調査を考えております。

JICA分は以上でございます、続いてJBIC分についてです。

事務局（廿枝） JBICの方は、委員からの追加の御質問への回答につきましては、1ページ目に、今、JICAの方から説明があった「福田委員からの」という束の13ページの次のページからまた1ページが始まるのですけれども、「清水委員の追加質問に対する回答」ということで、これは前回の第2回の3月6日の委員会の場で清水委員から質問をいただいて、その場で、1週間ぐらいで御回答しますということで、3月14日に既に皆さんにお送りさせていただいたものですので、お目通しいただいていると思いますので、ポイントだけ申しますと、2.1と2.2については具体的な案件名について回答させていただきます。

それから、2.3でインドネシアのスマランの例をとって、住民協議の適切性についてどう判断したのかとのご質問ですが、これは、住民協議がEIAの作成過程で計5回、用地取得・住民移転計画の作成過程で計14回開催されていることなどを確認したわけですが、その後、回数とはともかく、必ずしも十分ではなかったのではないかと御指摘は昨年12月に清水委員の所属団体の方からもいただいておりますので、私どもの方からインドネシア政府の方に働きかけをしているのですが、今後また、この案件固有の問題につ

いろいろな御意見があれば、個別に協議させていただきたいと思っております。

それから、2.5で、詳細設計の線形による移転住民の増加・減少の例ということで、これは事後評価の案件の例ですが、ちなみにJBICは事後評価の全文版をホームページで公表しておりますけれども、フィリピンのパンパンガデルタという事業では、アプレイザル、審査の時点では住民移転が2,180世帯見込まれていましたが、実際は1,851世帯に減少し、逆に、中国のこの火力発電所だと、アプレイザル時に5世帯の移転が見込まれていたのに対して、実際は15世帯に増加していたという例がございます。

あとは、次のページの2.9で、住民移転が発生する全案件で影響住民の参加が確保されていたということかという質問に対しては、私どもが今回の実施状況調査で調べたカテゴリA案件の全案件で被影響住民がプロセスに参加しているということを確認しております。

それから、2.11、これも先ほどのスマランで、住民に聞き取りをしたら書面を持っていなかったし、説明も不十分であったという声も聞かれたということですが、我々、調べたところ、地域の人々が理解できる言語で書かれた書面が配布されて、事業内容や発生し得る影響が説明されたことをアプレイザル時に確認していたということがございます。

それから、次の2.12、不法居住者に対する用地取得や住民移転の補償のレベルをどう設定しているかということですが、私どもは一般的に被影響住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるよう、十分な補償、支援が適切な時期に与えられることを確認しているということで、国際的なプラクティス等と大きな乖離がある場合には、背景・理由を確認して、改善の働きかけを行っているということがございます。

同様に、以前、委員からもコメントをいただいていた補足調査の件について、先ほどのJICAの1枚紙の前に「国際協力銀行」というタイトルクレジットになっている1枚紙がございますので、ごらんいただきたいのですが、私どもの方でも補足調査を実施することにしたいと考えております。

基本的に対象は、現行ガイドラインが適用されている案件のうちのカテゴリA案件のうち、住民移転の発生が見込まれ、かつ事業としても一定の進捗が見られる数件の事業について現地調査を実施し、さらに結果を公表するということを考えております。

調査の項目は大きく2つに分かれておりまして、1つ目が、むしろ調査の前提というこ

ともなると思いますけれども、環境レビュー時、すなわち私どもが借款契約を結ぶ前に、当該事業の環境レビューを行った時点でどういうことを確認していたのかということを変更して振り返るということで、当該事業の環境アセスメント報告書等の情報公開の時期・方法・内容がどうであったか、それから、被影響住民との協議の時期・方法・内容、また協議結果の事業計画や住民移転計画等への反映状況を、我々が当該事業の環境レビュー時にどういう確認をしていたのかということを変更して振り返るということが1つです。

もう1つが、(2)になりますが、その環境レビュー後のプロジェクト実施主体等による環境社会配慮内容、モニタリングに関するものということで、要は、その後実際はどうだったのかということを実地で調べようというものでございます。すなわち、は、事前に計画された緩和策の実施状況はどうか、、被影響住民の生活水準の改善・回復計画と、環境レビュー当時計画されていたこういったものが、現実、その改善・回復状況はどうか、は先住民族への配慮等々、あと、、、、、こういったことについて、現地で、相手国政府、実施機関だけではなくて、被影響住民、現地のNGOの方々に聞き取り調査を行うということを考えております。

以上でございます。

原科座長 どうもありがとうございました。

JICAの方の御回答は簡単にお願ひしましたけれども、今のようなことで、質問された方、いかがでしょう。

清水委員 説明ありがとうございました。

資料3-1-5の「追加調査の実施の要請について」と題したペーパーについて説明させていただきたいと思います。

これはJBICの方についての追加調査実施の要請についてなのですが、今回の調査が非常に案件横断的な.....

原科座長 3-1-5というのはどういうやつですか。いろいろあって、番号が.....。

清水委員 田波総裁あての要請書なのですが。

原科座長 資料の番号を一回確認した方がいいですね。最初の方から番号をつけましょう。そうしないとまずいですね。資料の一覧表がありますので、これとそれぞれの資料を照合して番号をつけていただいた方がいいですね。そうすると、3-1-5だから表の5つ目ですか。

福田委員 ソフトコピーのものには入っていて、きょう配られたものには番号が入って

いないみたいです。「国際協力銀行総裁 田波 耕治 殿」というものなのですが。

原科座長 「国際協力銀行総裁 田波 耕治 殿」という書き出しで、4月1日付です。これが3 - 1 - 5。右上に書きましょう、みんな。そうしないとわからなくなってしまう。番号をつけておいてください。

よろしいでしょうか、資料を確認していただいて。では、その上で説明をお願いします。

清水委員 これは4月1日付で、2ページ目を開いていただけると差出人があるものです。5団体プラス1個人が提出したものです。J B I Cのガイドラインの実施状況調査について非常に不足点、さらに、不明な点があるということで、その不明な点を補うべく追加調査の実施の要請をしたものです。

不明点に関しては、主にここにある1から5の点についてですが、今まで追加調査に関して、実はこの委員会の中で余あまりしっかり議論したことがなく、文書でのやりとりが多かったと考えておりますので、少し丁寧に説明させていただきたいと思っています。

まず1点目は、現行のガイドラインの効果と課題の分析が行われていないということです。

2点目は、基本的に事例調査が行われていない。ここでいう事例調査というのは、今回の調査は、案件横断的な傾向の整理・分析にとどまっていますが、一体、個々の案件について具体的にどうだったのかということに関しては調査されていません。グッドプラクティスは書いてあるのですけれども、課題抽出のための分析が行われていないという点が2点目です。

3点目は、行内手続及び意思決定にかかわるJ B I Cの判断について妥当性の評価が行われていないこと。

4点目は、ガイドラインについて不明な点が多く残されているということです。1ページめくっていただくと別添1がございますけれども、今回の調査からは明らかになっていない点と、質問をして答えていただきましたが、その結果として調査していただきたいと考えたそれぞれの項目について列挙したものが別添1です。これらの点について調査していただきたいと思います。

5点目は、基本的に今回の調査の結論として、適切に確認されているというような記述が非常に多かったわけですけれども、その根拠が十分に示されていないと考えていますので、これらの不明点を埋めるべく調査をしていただきたいと思っています。

調査方針ですけれども、この四角の枠の中に書かせていただきました。

1点目の「事例調査を行うこと」というのは、先ほど説明しましたように、幾つかの案件を挙げて、特に別添1に挙げた項目について深掘りの調査をしていただきたいということです。

「現地調査を行うこと」というのは、先ほど御説明いただいたのですけれども、していただくということで、よかったと思います。

3点目は、これらの調査を通じて、ガイドラインに書いてある主要な要件の達成度に関する評価を行っていただきたい。

4点目は、「ガイドラインの実施上の課題と、ガイドライン自体の課題を明らかにすること」ということですが、これは、、の調査を通じて明らかになってくる効果もしくは課題として、ガイドラインの文言を変えればよいという話と、ガイドラインはいいのだけれども実施がよくなかったという話があると思いますので、その辺の区別も明確にしながら調査していただきたいということです。

5番目は、環境審査の有効性についての評価を行うことです。

次が実施方法に関する方針ですが、6番目の、聞き取り調査をする相手ですが、これも先ほどの甘枝さんのお話でカバーされていたのかと思います。

7点目は、事例調査を行う案件名を公開すること。これは、現地調査についても、調査を行う案件名を公開していただきたいと思っています。

それから、調査プロジェクトの選定方法、調査TOR、調査実施手法、調査報告書のドラフトなどは公開していただいて、一般参加者及び委員からのコメントを求めること。

9点目は、現地調査実施においては、第三者の同行など、独立した視点の確保に努めていただきたいということです。

これが本体になります。別添1ですが、これは全部説明すると長くなってしまいますので、2～3点、ポイントだけ御説明したいと思います。

別添1の2ページ目ですが、例えばカテゴリBのEIAの作成状況についてカテゴリBの場合は、JBICのガイドラインでは、現在、EIAが必須になっておらず、ガイドラインをそのまま読むと、「特に影響が大きいと思われるプロジェクトについては、環境アセスメント報告書が作成されなければならない」ということで、影響が大きいと思われるプロジェクトについては作成しなくてもいいというふうになっています。ここに書いてある6つのインダストリーの案件は全部カテゴリBなのですが、EIAが作成されていなかったということですが、果たして本当にこの判断が妥当だったのかどうかと

ということが疑問ですので、これはぜひ調査していただきたいと思います。

例えば、ここの6つプロジェクトがあるうちの下から3番目の、インドのアンドラ・プラデシュ州灌漑・生計改善事業では、1,950haという非常に広大な用地の取得を伴うわけですが、国内法制上の理由でEIAが作成されていないということですが、最後の点の、またインドの下水道整備事業において、78haの用地取得を伴い、下水処理場の建設を伴うわけですが、これもEIAが作成されていないということで、これはぜひ調査していただきたいと考えています。

それから、パラグラフ12ですけれども、カテゴリB、全部で81件あるうち、代替案の検討については23件、国際的基準との比較については24件、モニタリング計画・環境管理計画の策定については9件、それぞれ実施が確認できなかったという御回答をいただいておりますので、果たしてそれは実施が確認できなかったのか、実施がされていなかったのかということが不明である。さらに、実施が確認できなかった、もしくは実施されていなかった理由は一体何だったのかという点についても調査いただきたいと考えています。

最後にパラグラフ15ですけれども、さっきも廿枝さんの御説明にあったのですが、協議の質の確保という点です。今回は、スマランの場合は5回程度協議が開催されたということで、適切だと判断したというお話があったのですが、その質の確保に関しては疑問があると思っております。例えばスマランの事業では、住民にインタビューをしてみると、ダムの特長について伝えられただけで、その影響について聞いていないとかというような声もありましたので、その点、スマランでは私が現地に行ったのでわかるのですが、一体ほかの事業ではどうなっているのかというあたりも含めて調べていただきたいと思っております。

最後に1点だけ、別添2ですけれども、これはアジア開発銀行と今回のJBICが実施した調査の比較になります。アジア開発銀行も、現在、国際協力銀行のガイドラインと同様にセーフガード政策を持っていますけれども、そのセーフガード政策の改定に先立って調査を行っています。これはその評価方法であるとか調査主体を比べたものになりますので、アジア開発銀行が実施した評価方法などがパーフェクトというわけではありませんけれども、より幅広い調査方法などをとっておりますので、この点御勘案いただければと思います。

長くなりましたけれども、以上です。

原科座長 どうもありがとうございました。

追加調査実施の要請ということで御説明いただきました。そうしますと、先ほど、その前に、国際協力銀行と国際協力機構それぞれから、資料3 - 1 - 6と3 - 1 - 7ということで御回答いただいておりますが、当面はこのようなことでよろしいですか。それとも、回答は、これでは不十分でしょうか。今いろいろ具体的におっしゃったので、この御回答はそこまで答えるような格好になっておりませんかけれども。

清水委員 たびたびすみません。質問ですけれども、まず、JBICの方もJICAの方も、調査の実施主体が一体どこなのでしょう。また、案件名の公開などについては公開していただけるのでしょうか。また、こちらの要請書の方では、現地調査のみならず、事例調査として、机上調査などにおいても不明点がある部分がありますので、このあたりも明らかにするべく調査を行っていただきたいと考えていますが、このペーパーですと現地調査だけにとどまっているのですけれども、そのあたりどうなっているのかということをお教えください。

原科座長 今、要請文は結構細かく書かれていますけれども、御回答は結構大きな枠でお答えになっているので、個別のことでは十分まだよくわからないということですので、その辺も、回答いただければお願いいたします。まず、調査主体がだれかということはいかがでしょう。

事務局（廿枝） ありがとうございます。

現地調査と事例調査ということで要請書をいただきましたけれども、早速うちの内部でも検討させていただきました。

まず、そもそも今回、このガイドラインの改訂といいますか統合に当たって、「実施状況を確認の上」というガイドラインの規定をどう実行するのかということは我々も相当内部で悩んだのですけれども、そこで、ADBのように、最初から思い切って案件数を絞ってやっちゃっていいものなのかどうか考えまして、我々としては、ガイドラインの対象案件、全部で138案件とそれなりに多いのだけれども、1,000件を超えるというわけでもないということで、やはり全案件を対象にして実施状況を確認する必要があるのではないかとということで、全案件を網羅的に対象にした実施状況調査をやったということでございます。それはそれとして、今回の要請は、必ずしも全案件でなくていいから、もっと案件を絞って、もっと深掘りしてほしいと、机上だろうが現地だろうがということでございますので、そこは、そういう観点からさらに追加的に調査するという点については、

私どもとしてはやりましょうということでございます。

事例調査の方は、今までも委員、それから委員以外の方からも、個別の案件の内容についてかなり突っ込んだ御質問をいただいております。そこについては、要は我々も原資料を全部引っ張り出して全部当たらないと容易に答えることはできないものですから、今うちの内部の体制を整えようとしているところでございますので、もうちょっとお時間をいただかないといけないのですけれども、いずれにしても、事例を絞って、あくまで個別の案件ごとにそれをどうするかという話ではなくて、このガイドラインの検討に資するための教訓、課題を導き出すという観点からのケーススタディということですので、そこは、私どもとしては、いただいた問題意識にかなうような案件をピックアップしまして、原資料を当たりつつ、再度調べ直したいと考えております。

それから、現地調査の方は、先ほど1枚紙で御説明させていただきましたけれども、この要請書の1枚目の囲みの中の と のところがポイントかと思うのですけれども、 については、先ほど申しましたように、私どもは、今回の補足調査では、相手国政府、実施機関だけではなくて、被影響住民の方、あるいはその事業で活動されている現地のNGOの方からも聞き取り調査をやるということでございます。それから、 の方についても、きょう、調査の概要について御説明させていただきましたけれども、先ほど申しましたように、調査の報告書についても、作成の上、この委員会場で御説明をし、さらに公表をするということでございます。

の方ですけれども、今回の現地調査というのは、私どもが相手国政府との借款契約に基づいて行う通常の案件管理を超える部分がある、すなわち、こういう公開された委員会場で個別の案件の、かつ現地の住民の方々の声というものを明らかにするというところでございますので、そもそもそういう調査の受け入れというのは、私どもより事前に相手国政府の了解をとる必要があると考えております。その上で、相手国政府より、案件名の公開についても了解をとる必要があると考えております。

私どもとしては、今回の調査の趣旨が、新しいガイドラインをつくる上での教訓や課題を導き出すということであれば、むしろ個別の案件の議論というよりは、なるべくサンプルを狭くしないようにしつつ、それなりの数の調査対象案件数を確保するということがむしろ重要なのではないかと思うところがあるのですが、必ず案件名の公開をすることにしますと、相手国政府によっては、案件名を公開するのであれば今回の調査対象からは外してほしいというような意見も出るかもしれない、そうやって対象案件数がぐっ

と減るぐらいであれば、必ずしも案件名は公開しないということもあり得るのではないかと考えています。どこまでこだわるかというのはあろうかと思いますが、いずれにしても、私どもはこういう要請をいただいておりますので、案件名の公開について相手国政府の了解をとるように努めたいと考えます。

最後に、 の「第三者の同行」ということですが、別添2に掲げていただきましたADBの例などを見ても、ADBの場合は現地のローカルコンサルタントを雇用して調査を行ったということではございますけれども、それはあくまでADBと契約関係を結んだコンサルタントを活用してやったということではございまして、ここでおっしゃっている第三者というのは、第三者ということですから、要は我々と何ら契約関係で縛られることなく、自由な立場の方をおっしゃっているのだと思いますけれども、そこは、私どもとしては、情報公開法の本質にのっとり対応する必要があるのだろうと考えております。すなわち、基本的に、なるべく透明性高く、私どもとしては、私どもの業務で知り得た情報については公開するというのがまず大原則でございますけれども、そうはいつても、情報公開法にも規定されておりますような、いわゆる不開示とすべき情報については、そこはしかるべく判断をした上で、開示、不開示というのを決める必要がございますので、そのような観点でいきますと、今回の調査に第三者の方を同行して、その場で情報もすべて共有するという点については、一方では情報公開法に基づいた開示請求を受けた場合の対応をしつつ、他方ではこういうふうな形でやるというのは、私ども内部で検討しましたけれども、そこは非常に難しいのではないかとということで、私どもはあくまで、せっかくこういう有識者委員会という場を設けさせていただいておりますので、ADBのように外部リソースを活用するかどうかということについては今検討中でございますけれども、いずれにしても、あくまで調査の主体者としては国際協力銀行ということで調査をさせていただいて、調査が終わり次第、調査報告書を取りまとめて、この場で御説明をし、公表し、もちろん質問等があればできるだけお答えするという形で対応させていただきたいと考えております。

原科座長 よろしいですか。何か今の御回答に対して御意見はございますか。

清水委員 幾つかあるのですけれども、JBICさんがこの調査をされるということなので、どこの部署がされるのかということと、 ですけれども、調査機関の選定方法、調査機関、調査TOR案ですが、これがTOR案という意味でしょうか。先ほど申し上げましたけれども、これを現地調査に関するTOR案と呼ぶかどうか、そこまで細

かいものではないという印象を受けるのですけれども、そうすると、机上調査に関してのTOR案はどうなるのでしょうか。つまり、今回要請した別添1の項目について、すべてお答えいただけるのか、一体どここの範囲まで事例調査として調査するのかというあたりがよくわからないのですけれども、そこを教えてください。

それから、案件名の公開ですけれども、案件名を公開しなかった場合に、後から、JBICさんがやる調査についてだれも検証が不可能ということが1つあると思うのです。つまり、この調査をやる目的としましては、ガイドラインの効果であるとか課題を引き出すものだとして理解しています。つまり、ある程度だれかがクリティカルな視点で見ることこそ意味があるのであって、通常業務としてJBICが支援しているプロジェクトについて、同じ人がまた調査したときに、突然クリティカルな視点になって課題を引き出せるような調査ができるのかということ、必ずしもそうではないと思います。さらに、調査の実施主体も実施している事業を支援している本人ですし、案件名も公開できなくなると、調査の独立性とか客観性というものが全くないと言っていいかと思います。今回の調査でも、調査について余り客観性がないとかということを指摘させていただいたわけですが、どうもそのコメントについて今回の追加調査でも対応していただけていないのかなと考えますので、もう少し御検討いただけたらと思います。

原科座長 案件名を公開できない理由がよくわからなかったのですが、円借款というのは、国のお金を使って公式にやっているわけですね。それでどうして案件名が公開できないのか非常に不思議なのですけれども、3週間ほど前に朝日新聞で、国際協力銀行が融資した事業で会計検査院のチェックが入りましたね。きちんと報告していなかった、非常に不透明であるという批判がありましたけれども、あれは、案件名は当然公開されているわけでしょう。新聞に載っていました。1面に出ていました。そういうようなことを考えると、どうして案件名を公開できないのか、理解に苦しむのですけれども。また、相手国政府がそれを拒否する理由はないのではないですか。日本国の政府から金を借りていて、それがどう使われたかを知られること自体を拒否する方がおかしいのではないですか。拒否するような国にはもう貸す必要はないのではないかという感じがしますけれども、私は非常に理解に苦しむ。それをもうちょっと御説明いただけますか。

事務局（廿枝） 私は、案件名は絶対公表しないと言っているつもりはなくて、ただ、今回の現地調査というのは、我々が通常、円借款契約の中で相手国政府に対していろいろ義務づけたり、お互いに義務づけたりしていることがあるわけですが、その中で、

モニタリング、案件の実施状況すべてについて公表するということまでは、私ども、借款契約上、相手国政府に求めているわけなのです。ですので、私どもとしては、相手国政府の協力を得る必要がある。これは借款契約に基づいてやるんだというふうに一方的に相手国政府に通知をして、それで自動的に案件名も含めて公開をする、そういう話にはならないのではないかと考えています。ですので、私どもとしては、今回の調査をやるに当たっては、いずれにしても調査の実施には相手国政府の協力が要りますので、調査の内容についても相手国政府に事前に説明をして、そもそもこの調査の趣旨とか有識者委員会とか全部説明をして、趣旨を理解していただいた上で協力していただきたいということで、その際は案件名も公表させてほしいということについて了解を得るように努めたいと申し上げているわけでございます。

原科座長 情報公開法の精神にのっとってとおっしゃいましたので、それに関係して申しますと、非開示情報が6種類ございますけれども、これは企業秘密に抵触するとか、軍事とか、犯罪捜査上の秘密とか、非常に限定的なのですね。今の場合、環境社会配慮をきちんと行ったかどうかの確認が趣旨ですから、基本的には限定的な、6種類の非開示になり得る情報にひっかかるものは非常に少ないと思うのです。だから、最初から公開しにくいと考えるはちょっと変な感じがしたのです。しかも、今回は特に環境社会配慮という、基本的にはその国の国民にとって大変重要なことですから、これに対して、どのようにそのことをやったかを確認することが、それほど相手国政府が心配しなければいけないようなことを含むとはちょっと考えにくいのですけれども。だから、最初から公開を嫌がるのか、そういうようなことでお考えになるよりも、むしろこれは国際協力銀行のセーフガードポリシーに即してお聞きするというので、きちんとお願いすれば、それほど公開を嫌がるということは余りないのではないかと思いますけれども。極めて不思議ですね。そんなに心配しなければいけないようなことなのではないでしょうか。

福田委員 私もその点についてお伺いしたいのですが、第三者の同行の部分についてのお話の中で、第三者としてというのは、契約関係にない、守秘義務を持たない人が情報公開法に触れるような情報に触れるのはどうかというお話があったのですが、ちょっとその部分がよくわからなかったのですが、1つは、ここで言っている第三者というのは、まさに実際に通常のオペレーションに携わっていない人にこのガイドラインの実施状況を違った視点から見てもらうことで、このガイドラインの改訂の議論に資するような情報が出てこないだろうかという問題意識で提案させていただいているものです。そういう意味で、

別に契約関係にある、ないということで第三者ということをここで申し上げているわけではないので、その点について違和感があったかなと。もし必要であれば、何か契約を結んでいくということは、それはそれで考えられるのかなと思っています。

もう1つは、情報公開法との関係なのですけれども、今、JBICさんの手元にある情報についてアクセスしようとしたときに情報公開法の限界があるというのはそのとおりだと思うのですが、今から行おうとしている調査というのは、実際に現地で何が起きているのか、公開を前提に見に行こうという話だと思うので、その同行者が今から新たな情報に触れたとしても、それが情報公開法の対象になるわけではありませんし、一体情報公開法の限界というのが、この調査に第三者が関与することでどのように関係するのかということが私にはよく理解できませんでした。

事務局（廿枝） そうしますと、ここでおっしゃっている第三者というのは、例えばADBの例のように、ADBは評価局という内部部局が調査をしているわけで、それもいわゆるここでおっしゃっている第三者に含まれるという趣旨でございませうか。

福田委員 いろいろな考え方があると思うのですけれども、通常のオペレーションに携わっていない方に物を見てきていただきたいというのがここで申し上げている趣旨なので、そういうやり方も1つの考え方としてあり得ると思います。

事務局（廿枝） 先ほどの清水委員からの御質問にもありましたけれども、今私どもが調査のやり方として考えておりますのは、ADBの場合は1年を超えるような時間をかけてやった話ですから、今この10月の新JICA統合を控えて、必ずしもこの委員会を10月に閉じるというわけではもちろんありませんけれども、それでもかなり時間的な制約がある中で追加的に現地で調査をしようというときに、ADBと同じようなやり方というのはちょっと難しいと思うのですが、私どもが今考えているのは、そういった意味では、複数の案件について、複数の国で同時並行でやらざるを得ないのではないかと。そういうことを考えると、私どもの現地の事務所、それから、その国を担当している、私ども、開発1部、2部、3部、4部と呼んでいますが、その部署、それから牽制関係にある環境審査室という体制でやろうということを考えております。そこは、通常の私どもの組織のたてつけとして、いわゆる私企業でいうところの営業部門に当たるのは開発ナンバー部と在外事務所ということになりますが、環境審査室というのは、まさに読んで字のごとく審査部門ということで、そこは営業推進を牽制する立場にありますので、環境審査室が同行することによって、必ずしも営業推進のマインドだけではない目が確保できるのではないかと

考えております。

情報公開法との関係は、いわゆる私どものような機関の情報管理の規範的な見方で言及させていただきましたけれども、先ほども言いましたように、基本的には我々は情報を開示するというのが大原則で、そういうつもりでこの委員会においての説明とか、あるいは御質問への回答についても、私どもは今までも、あるいはこれからもできるだけの情報を御提供しようということをやっているわけでございます。実際、これまでのところは、案件名についても全部お答えをして、かつ個別案件の具体的な御質問についても、とりあえず手元で調べられるものについては全部御回答しているわけで、それは今後もやるつもりなのですけれども、そうだからといって、一足飛びに、我々が通常やっている仕事の現場に第三者、外部の方が常にいいのかということ、そこは、情報公開法にもありますように、私どもと相手国政府との信頼関係、これは今回の調査対象になっている国だけではなくて、それ以外の国も、そもそもJBICというのはどういう情報管理をしているのだ、彼らは信頼できる相手なのか、いろいろと内部的なことも含めて相談できる相手なのかということやはり我々は見られているわけでございまして、それは相手国政府だけではなくて、他ドナー機関から見られているわけでございます。ですので、そこはやはり1つの組織体として、情報公開法といったような法律の精神にも即した情報管理のあり方が求められているということはぜひ御理解いただきたいと思っております。

事務局（齋藤） JBICの齋藤といいます。補足させていただきますと、環境社会配慮の関連なので、公開できない情報はないのではないかと御指摘ですけれども、例えば我々がインタビューした際に、補償の単価が幾らであるとか、用地取得の単価とか、そういった支払いが幾らであるかということは、実施機関はJBICに対しては言えても、それが例えば補償の対象となり得るような第三者であるとか、土地の買い占めをするような業者であるかというものに対しては知られたくない、ということはあることなので、我々が聞く情報をすべて公表するのは必ずしも適切ではないと考えます。相手国側は、JBICが公開しないことを前提に提供してくれるという話もあり得るので、追加調査をやったときにすべてのものが出せるとは限らないということは御理解いただければと思います。

原科座長 個別の案件では、おっしゃるようなことはあるかもしれませんが。ただ、十分吟味は必要ですけれども、あり得るかもしれないですけれども、でも、基本的には案件名ぐらいは公表しないと検証のしようがないので、困ると思うのですね。架空のものでも

きてしまいますから、それは本当に困ります。

高橋委員 きょうの議論のやり方というかあれなのですが、この追加調査の正当性というかレジティマシーをどういうふうを確認するのかなということだと思っ
て、つまり、このガイドラインの検討をする、その趣旨のために出されてきた確認報告
とか調査報告が、もちろん全件をするということにおいては一定の意義はあったと思いま
すけれども、それだけでは十分ではなくて、J B I Cさん自身も認めていらっしやるよう
に、深掘りは必要であろうというところが、この委員会としてある程度皆さんで合意があ
って、やはり追加調査が必要なのではないかということで、この委員会として、やはりそ
れはちゃんとやっていただきたいということであるならば、そのときに、J B I Cさん自
身もおっしゃっていましたが、通常業務の円借款契約の範囲を超える部分があるか
もしれないということは多少あるかもしれませんが、それは趣旨として、こういう
委員会があって、その委員会の上でこういう追加調査が必要なのだからという正当性のも
とでこれをやるのだということの説明があれば、一定の理解を相手国政府に得られるの
ではないかと思っていますので、まずその確認をして、その上で、追加調査をやる上で、時
間の制約とかいろいろなものの制約があるとするならば、ではどういうふうなやり方が可
能なのだろうかというところの検討をJ B I CなりJ I C Aなりに出していただく、それ
をこの委員会で確認するという手続になるのではないかと思います。

原科座長 おっしゃるとおりですね。その前に議論をした方がいいと思います。J I C
Aの方からも応答していただいた方がいいですね。

事務局（渡辺） まず、調査の実施主体、J I C Aの中でどこが実際に現地調査を担当
するか、これはまだこれから検討する段階ですけれども、既に御指摘ありましたので、案
件のオペレーションに携わっていたところ以外のところでできるかどうかも含めて検討し
たいと考えております。

案件名の公開についてですけれども、相手国の了解は必要になると思いますけれども、
了解を得て公開をするように考えたいと思っております。

事例調査ですけれども、事例調査といった御意見、ほかに、この運用実態確認について
もう少し客観性のあるデータといったようなコメントも既にいただいておりますので、そ
ういうさまざまなコメントを踏まえて、どういうことをやるべきかを検討したいと考えて
おります。

以上です。

原科座長 わかりました。

福田委員 JICAの部分についても多少コメントさせていただきたいと思いますが、その前に、例えば第三者ということで、今、原科先生と松下先生がここにいらっしゃいますけれども、異議申し立ての審査役をなさっている方に行っていただくということは、検討は可能なのでしょうか。全然前の打ち合わせはなしにお名前を出していますが。

原科座長 こっちに来るとは思わなかったので、びっくりしました。確かに私は審査役なので、JICAに関して責任はありますね。松下先生はJBICの審査役ですから、審議役というのですか、要請があれば何とかしますけれども、全然考えていませんでした。急に言われても。外部の学識者ということですか。

福田委員 もしJICAなりJBICさんなりとの契約関係ということが1つの大きなハードルであるとすれば、既に一定の役職についていただいて、一定の守秘義務もおありである審査役の方々というのは、1つの考え方としてはあり得るのかなと思った次第です。

事務局(廿枝) 突然の御提案で、ちょっとびっくりしました。おっしゃったポイントはわかりますが、そこは、すみません、ちょっとこの場では……。JBICの場合は松下先生ですが、非常にお忙しいと思うので、全案件を行っていただくというのは、いずれにしても物理的に無理だと思いますけれども、そこは次回の15日のときにでもまた御説明させていただきます。

大西委員 まず、JBIC、JICAともに現地調査を含めて調査をされるということ踏み切られた点について、お礼をしたいと思います。あと、せっかくここまでやるのであれば、かえってこれだけお金と力をかけてやったものが、余り中立性がないとか、第三者から見てどうかというようなことを指摘され得るぐらいであれば、先ほど非常に前向きなお答えをいただいたと思っておりますけれども、事例についての案件名もぜひ。国民の税金でつくって、国民一人一人が誇るべきもの 逆に言うと、これは、我々、完璧に全部できて、全員がハッピーですというような結果があるとは正直思っておりませんで、何らかの問題は正直生じている、それを踏まえて改善したいのだというような問題意識であります。当然だと思いますけれども、そういうことを踏まえて調査していただきたい。それを踏まえて現地へ行って、ぜひ案件名も公開できること、また、第三者の同行、今この委員会に学識経験者に参加いただいておりますけれども、そういう方々にお時間を煩わせて行っていただいて見ていただくというのは非常にいいことだと思っております。

原科座長 ありがとうございます。

吉田副座長 変なコメントかもしれないですけども、何かピントがずれているなという気がしてしょうがないのです。

どういふことかという、まず1つは、JICA、JBICの実態調査というのが、僕の期待していたような調査ではなかったというのを、残念なのですけれども言わざるを得ない。というのは、例えば今、ADBなんかで議論されていることは、我々が議論していることと全く違う次元のレベルの議論をしているわけですよ。いかに彼らあるいは我々のガイドラインがうまく適用されなかったか、その理由は何かという一点に尽きるわけですよ。それは、カンントリーセーフガードシステムという呼び方をしていますけれども、それとドナーが持ってくるガイドラインがどれだけギャップがあるか、何でギャップがあるのかとか。それは、リーガルシステムがない、インスティテューショナル・キャパシティがない、そういう現状の中で、やってみたら、それもそうだよね、同じガイドラインを途上国、1人当たりパー・キャピタルが200ドルから何万ドルある、そんな開いた中で、ユニフォームのガイドラインを単一的に適用しようなんて言ったのがそもそも間違っていたのだと、そういうふうにみんな反省していると思うのです。だから、例えばこれは補足調査をやるということなのですけれども、そういう視点がこの補足調査から出てくるのかなという疑問があります。もちろん個別プロジェクトの、フィールドレベルの議論から始めるというのは正当なアプローチだと思うのですけれども、我々は、そこから出てくる、ガイドラインそのものがどこに位置づけられるのか。途上国の開発とか、もちろん環境社会配慮を含めた、そういう中でどう位置づけされるのか、その位置づけを議論しないで、また一生懸命やってガイドラインを作った結果が、ほかのドナーから1周おくれのものができてしまうような、そういう気がするのです。

すなわち、2005年にパリで1つ重要なデklarレーションがあったわけですね。それは、ドナーが一生懸命善意でつくってくれるガイドラインがたくさんあって、1つ農業セクターのプロジェクトをやるために10、20のガイドラインをリファーしなくてはいけない、そんなスタッフは我々にいないと、途上国の人たちは非常に困ったと主張し始めたわけです。それはわかった、じゃあなるべくドナー側でハーモナイズして、シンクロナイズした形でやりましょうということに落ちついていきますよね。ですから、この新JICAのガイドラインの制定に当たっては、このガイドラインがそういう大きな国際的なコミュニティの中のコンセンサスの中でどういう位置づけを持つべきかというのをきちっと考えながら議論しないと、議論が……。もちろんこういうプロジェクトレベルの情

報がたくさん集まってこそそういう議論ができる、それはわかるのです。ですから、もうちょっと抽象度を高めると言っでは変な言い方かもしれないですけども、少し深めないと、とんでもない方向のものができ上がってしまって、でき上がりましたといったら、ほかのメジャードナーは全然違ったアプローチで、やはりカントリーセーフガードシステムと我々が持ち出したガイドラインのギャップがどこにあって、何が問題なのか、そこから切り込もうというふうに持っていけないとまずいのではないかという危惧を持っています。これは今の議論の文脈の中での個別のコメントではないのですけれども、全体みんなが共有して議論を進めるに当たってとても重要なことだと思いますので、あえてコメントいたしました。

原科座長 ありがとうございます。

福田委員 先ほど若干申し上げましたが、JICAの方の補足調査についてコメントさせていただきます。もしかしたら、今、吉田委員がおっしゃったことと関係してくるかもしれませんが、JICAのガイドラインについては、円借款とは若干違う部分があるのかなと思っています。それは、まさにJICAのガイドラインというのは、調査をどのようにやるかということについていろいろ書かれておりますが、必ずしもJICAさんは、技術協力プロジェクトは別ですけども、本体事業に対する支援、そこにおける環境配慮審査ということを行っているわけではありません。今後、これから開発調査あるいは無償資金協力の事前の調査というものがどういうふうに変っていくのかということは御報告いただくわけですが、新しいガイドラインをつくるに当たっては、今やっている開発調査はその後相手国でどう反映されたのだろう、あるいは無償資金協力の事前調査をいろいろやったけれども、それは無償資金協力の本体ではどうなっているのだろうという部分まで見ていかないと、今後のガイドラインの改訂に資する情報というのは出てこないのではないかという危惧を持っています。

確かに現行のガイドラインの運用実態確認というフレームワークと一対一で対応するかと言われると、若干はみ出してくる部分があるかもしれないということは認めます。しかし、今からガイドラインを新しくつくっていくという中では、例えば開発調査をやって報告書をつかった、報告書をつくる過程できちんとできていたかということもあるとは思いますが、ちゃんと相手国の中でプロジェクトが社会的に受け入れられているのか、あるいは相手国の政府が行うプロジェクトのプランニングの中にきちんと埋め込まれていったのかどうかということまで見ていかないと、ガイドラインの効果というのはよくわからな

いのではないか。ガイドラインの目的の1つは、相手国による適切な環境社会配慮の促進と書いてあるわけですから、そこまで見ていかなくてはいけないのではないかと考えています。もっと言えば、無償についても、無償の本体でどうなっているのだろうということを見ていくということは、今後のガイドラインを考える上では非常に重要なポジションになってくるのかなと考えています。

原科座長 今のことで、どう生かされたか。今お二人のおっしゃったことを考えると、私は、そういうことであればこそ、具体的な案件でフォローしていかないと答えが出てこないと思いますね。例えば開発調査なら、どんな具体的なものになったか、それを見ていかなければどうしてもわけわからないので。その上で、後で抽象化できますけれども、まず具体を見ないと抽象的な整理もできないと思います。

ほかに御意見はございますでしょうか。

事務局（熊代）今の件につきましては、ガイドライン上は、JICAの場合は開発調査、無償の事前の調査、それと技術協力プロジェクトが対象ということになっていますので、今、福田委員が言われますように、運用実態調査という観点からは、そのところに焦点を当てるということになると思います。

あと、相手側の政府にどこまでそういうのが反映されたかというところは、結局どこまで見るかというか、そういうことになるのではないかと考えていますので、実施までなのか、あるいはその実施の判断のところまでなのか、それ以前のところまでなのか、それは案件によってステータスも違いますので、我々は、実施の判断のところまでどの程度反映されたかというぐらいのところまでのイメージかなと考えているのですけれども、それは案件にもよりますので、もう少し中身を見て検討したいと思います。

福田委員 あと、JICAのガイドライン上は、相手国政府に対してJICAが行った環境社会配慮調査の結果を十分に配慮してくださいということをお願いしているわけですから、確かにJICAさんがどう調査したかということから一步先まで見てガイドライン自体は書かれていると思いますので、開発調査についてもそういったことを見ていただきたいと思っています。

それから、無償の本体についてのお考えを今お聞かせ願えなかったのですが、いかがでしょうか。

事務局（熊代）無償についても、今考えているのは、ガイドラインの対象範囲というのは事前の調査ということなので、もちろん事前の調査でどの程度過去のところが調べら

れるかという話がありますけれども、事前の調査をどのように行ったかというところを中心に、それを実施の判断まででどの程度反映されたかという、その辺ぐらいいまででやるのかなと考えております。

高橋委員 吉田さんの発言されたことに触発されて、一般的なコメントで申しわけないのですけれども、実は先々月、オタワで援助効果向上に関する国際会議に仲間が参加していて、その議論の中で、グッドプラクティスとして日本のガイドラインのことが掲げられたのです。吉田先生がおっしゃったように、ハーモナイゼーションと、今、福田さんがおっしゃったように、どうやって相手側にきちんとオーナーシップを持たせるかというところにどれだけ日本政府が取り組んでいるかということが、こういったガイドラインの追加調査のやり方自身でも非常に見られていたり、評価されたりしてくるのではないかと思いますので、ぜひ踏み込んだ形で、時間の制約はあるかと思いますが、追加調査をお願いしたいと思っています。

清水委員 J B I Cの方に話が戻ってしまうのですけれども、先ほど質問した中で1つお答えいただいていたのが、現地調査についてはなくて、事例調査について一体どこまでどういう範囲でやるのかということが1つです。

それから、これはコメントなのですけれども、先ほど、審査室がある程度牽制関係にあるので客観性が保たれるとか、そういった御趣旨の発言があったと思うのですけれども、私たちがこの要請書の中で書いている追加調査項目の1つとして、J B I Cの審査がどうだったのか、適切にされていたのかということに関しても問うています。従って審査室に対して、あなたの審査が適切だったのか、もう一度調査するという事態、全く客観性とか中立性を確保できていないと考えておりますので、そういった調査方法でされたこの追加調査というものが一体何が導き出せるかというところはやはり疑問として残ります。

事務局（廿枝） 事例調査という言い方をされておりますが、いずれにしても、委員以外の方からいただいた質問についてもまだ回答できていないものもあるわけで、今回、別添1でいただいた点とも重なる部分もあるのかもしれませんが、いずれにしても、いただいたものについて我々は放ったらかしにすることはありませんので、だからといってすべて御満足いただけるような回答になるかどうかはわからないのですけれども、いずれにしても、我々がやった網羅的な調査の範囲でしか答えないということではなくて、さらに追加的に、そのかわり、全件というわけにはいかないけれども、ある程度案件を絞った上で、もう一回原資料を当たり直して、いただいた問題意識について可能な限り答えさ

せていただくということで対応します。それでも我々自身がやることは信用できないと言われてしまうと非常に悲しい気持ちですけれども、まさにこうやって有識者委員会の場で皆さんに御説明をして、足りないとか、何でそこはそうなったのだというふうな御指摘をいただければ、さらにまた、これはこうでございましてとか、そういうやりとりになってしまうのかもしれませんが、いずれにしても、そこは我々自身で原資料を当たって、外部のどこかに丸投げするのではなくて、やらせていただきたいと思います。

原科座長 この件に関しましてまだ御意見があると思います。1時間半ほど過ぎましたので、そろそろ休憩を入りたいのですが、今フロアから1人お手が挙がりましたので、今の方に御発言いただいてから休憩に入ります。どうぞ。

オブザーバー（田辺） J A C S E S の田辺と申します。2点ほどコメントさせてください。

1点目は、J B I C の中で、今、牽制部署がこの追加調査にかかわるという話だったのですが、今回の調査は、牽制部署が適切に牽制していたかどうかを評価するための調査だと思っていますので、牽制部署がかかわるから今回の調査はいいのだという話ではないのではないかとと思っています。

2点目は、J I C A の調査の件ですが、やはりフォローアップの点です。きょう配られた、後で説明があるかと思えます論点整理の中でも、やはりそのフォローアップが難しいというようなJ I C A の方のコメントがあって、であるからこそ、そのフォローアップをきちっとこの中でやるべきなのではないか。この追加調査の中でフォローアップが、今までできていないのであるから、フォローアップをちゃんとやっていただきたいと思います。

原科座長 では、休憩にいたします。その間に、先ほどのビューローということで、各グループから一応代表者をお決めいただいた方がよろしいと思いますので、N G O グループの方、産業界、行政の方、できたら御相談いただいて、もし決まるようであれば代表を決めていただく。難しければ後日でよろしいですが、できたらこの休憩時間に決めていただくとうよろしいかと思えます。それでは、40分から再開します。10分強休憩いたします。

午後3時29分 休憩

午後3時41分 再開

原科座長 それでは、40分になりましたので、再開いたします。

1番目の議題を議論してまいりましたが、これは資料がいっぱいございますし、なかなか細かくは十分突っ込めませんでした。ちょっと残念ですけども、これをずっとやっているのと切りがないような感じもいたしますので、そろそろ一応切りをつけたいと思います。一応と申しますのは、これは、この後、論点整理とかいろいろ進めていく段階でまた出てくるかと思えます。もう1つは、追加の調査をやられるので、その結果が出たときにまた議論が必要になりますから、とりあえず1番のところはそろそろ区切りをつけたいと思いますが、いかがでしょうか。

福田委員 きょうの議論はそういうところで構わないと思います。

2点だけ簡単に申し上げたいのですが、1点は、主に私と清水委員ですけども、もともと出していた報告書に対するやりとりをペーパーでずっとさせていただいております。私自身、最後にいただいた回答でもまだクリアにし切れていない部分があり、これについてはそろそろ書面でやるのは厳しいかなということがあるので、できればお会いして不明な点をきちんとクリアにするという作業を、ここの場ではなくて、別途ほかの場を使ってさせていただいた上で、今出てきている運用実態確認の中で、ガイドラインの教訓、私なりにこういうものではないかというものについては別に時間を設けて紹介させていただく、そういう手順で今後進めさせていただきたいと思えます。余り細かい話をずっとここで続けるのは皆さんしんどいと思えますし、ちょっとばらばらなやりとりが続いてしまっているんで、そういう形にさせていただければと思えます。

もう1点ですが、今、追加調査のやり方について議論されていて思っていたことなのですけども、この議論は、本当は1年前にしておいた方がよかった話なのだろうと思うのです。確かに、10月に統合ということは決まっています、ガイドラインもそれに余りおくれのないタイミングでつくっていかなければならないという中で、今からできることは限られているというのはそのとおりだと思うのですが、だとしたら、やはりこういう議論は、できれば1年前に、ガイドラインの改訂に資するにはどういう調査をやらなければいけないのだろうというところから議論できたらもっと生産的だったのかなと。私が報告書を見ても、こういうものじゃなかったはずなんだけどというものがありますし、あるいは先ほど吉田委員もそのようにおっしゃっていましたし、この点については、今このテーブルで何かお話をすることではありませんが、今後また同じような作業をする際には気をつけていただければと思えますので、その点だけテークノートさせてください。

原科座長 2番目の点はそのとおりですね。これはみんな同じ考えだと思いますけれども、去年に統合が決まりましたから、1年ほど前にはできたと思います。

では、フロアからどうぞ。

オブザーバー（神崎） FoE Japanの神崎と申します。この議題が終わりそうだったので慌てて手を挙げたのですけれども、この補足調査については再度この委員会の場で話し合われる機会があるのでしょうか。と申しますのも、先ほどの特にJICAさんの御説明を聞いておりますと、今から検討しますというようなところが、例えば事業の実施主体、だれが調査を実施するかという点についてもこれから検討ということでありましたし、幾つかクリアになっていない点があるかと思えます。ほかに、例えば数案件について調査をされるということではありますけれども、その選定基準も余りよくわかりません。そういった点では、もう少しJICAさんの方でこの補足調査について具体的な手法なりをまとめて、再度この委員会の場で御提案される御予定などはおありでしょうか。それとも、この委員会の場では補足調査についてはこれで議論終了ということになるのでしょうか。

原科座長 私が申し上げたのは、(1)の中の話の区切ると申し上げたのですが、補足調査はこれからやることですから、その意味ではちょっと別の話で、これに関してはきょうの段階でお答えいただいて、それできょうまた質問がありましたから、それに対する御回答は、この場ですぐには無理だと思いますけれども、10日ぐらい先にもう一回やりますよね。そのときには可能だと思います。補足調査の中身について、もう少し詳しく。

事務局（廿枝） 4月15日に次回の委員会がありますので。私ども、現地調査をやるといっても、では明日から行こうというわけにはもちろんいきません。先ほど来ずっと議論になっていますように、内容について事前に相手国政府の了解をとるところから始めなければいけない。そうすると、実際に現地に調査団を派遣するまでには結構なリードタイムが要るのですけれども、一方では、先ほどの要請書にもありますように、第三者の同行はともかくとして、調査の内容については外部の意見もというようなご要望でしたので、本日、JICA、JBIC、それぞれ、現時点の我々の方針について御説明させていただきましたので、できれば来週一杯ぐらいを目途に、例えばこういう項目も調査すべきではないとか、その他調査を実施するに当たってこういう点に留意してほしいとか、そういったことについて 調査が終わった後に、何でこういうところを調査しなかったのだと言われるのも我々としては非常にやりにくいので、かといって余り準備に時間ばかりかけていてもなかなか現地に行けないものですから、しかもその前に相手国政府と調整する必

要もあるということなので、恐縮ですが時間を区切らせていただきますけれども、委員の方あるいは委員以外の方でも、そういったコメントがある方は、よろしければ来週一杯ぐらいまでにいただいて、その上で、いただいたコメントも踏まえて、とりあえずこういうことで相手国政府と調整を開始し、準備を進めさせていただきたいということを15日の第4回委員会で御説明させていただきたい。そうすると、それから始まって、多分実際に現地に行くのは5月になってしまうと思うのですが、その後、報告書を取りまとめたり何かすると、それでも6月にこの委員会の場で報告できるかなというぐらいになってしまいますので、それぐらいの期間を区切ってやらせていただければと思います。

事務局（熊代） 来週いっぱいコメントをもらって、その次の火曜日というのは大丈夫ですかね。ちょっときついですね。

事務局（廿枝） では、水曜日。済みません、ちょっと話が違ったかもしれません。水曜で。

原科座長 では、9日の水曜日までに御意見をいただいて、きょういろいろ意見をいただきましたから、それをもう一回整理していただいて、そういう格好で出していただく、あるいは追加を出していただく、それに答える形で15日の委員会のときに回答がもらえるということですね。そのときにまた議論するということでよろしいですか。

今、スケジュールの御紹介がございましたけれども、5月ぐらいに調査に行かれて、早くとも6月ぐらいに調査結果の報告があるだろうということですね。よろしいでしょうか。いいですか、皆さん。

それでは、この件はそういうことにいたしまして、(1)の議題に関しましては、また適宜必要に応じてそこに戻ることがあるかもしれませんが、一応議題としては区切りをつけさせていただきます。

(2) 新JICAの業務について

原科座長 では、2番目の議題、「新JICAの業務について」、この御説明をいただきたいと思います。

JICA（植嶋） JICA企画部の植嶋と申します。JBIC開発業務部の中澤業務課長と一緒にこの議題について御説明させていただきます。

環境社会配慮ガイドラインの検討に当たりましては、その客体となるJICAの業務を

正確に理解することが大変重要だと考えております。本日は、改正 JICA 法の経緯に触れつつ、その改正 JICA 法に基づく新 JICA の業務の内容について御説明したうえで、それらの業務をどのような制度設計で組み立てていこうとしているのかということを中心に御説明したいと思います。そのようなことは先刻承知という委員の方もいらっしゃると思うのですが、これから業務フローの議論が深まっていく中で、やはり業務のベースになる部分をしっかりと理解しておくことは有意義ではないかと思っておりますので、きょうは基礎編ということで御説明させていただきます。また次回以降、少し詳しく目の解説を加えていきたいと思っております。

御存じのとおり、新 JICA 発足の直接のきっかけはいわゆる政府系金融機関の改革であったと思っておりますが、本筋はやはり、ODA 改革に対する国民・政治レベルでの強い期待、コミットメントが通奏低音としてあったと理解しております。財政事情が非常に厳しくなる中で、より戦略的かつ効率的に ODA を企画・立案・実施するにはどのような体制が必要かという真剣な議論があり、その結果として生まれたのがこの新 JICA であると理解しております。平成 18 年 2 月に自由民主党政務調査会が出したペーパー、「海外経済協力のあり方について」の中でも、「円借款業務は、他の ODA 関連業務と親和性が高く、かつ、二国間 ODA の実施を一層効率化する観点から、JICA と統合すべきである」と述べています。また、同じく 2 月に、内閣官房に設置された「海外経済協力に関する検討会」の報告書においても、「顔の見える」戦略的な ODA の観点から、円借款、技術協力及び無償資金協力をシームレスに取り扱い、JICA が一元的に実施することとする」と述べられております。こうした提言を受けて、2006 年 5 月に行革推進法が制定され、新 JICA 設立の道筋が決定いたしました。同年の臨時国会では JICA 法の一部改正が行われまして、本年 10 月に新 JICA が生まれることとなっております。

改正 JICA 法のポイントは 1 枚目の紙に書いてあるとおりでございますけれども、大きく 2 点、重要なところがあると理解しております。

第 1 点は、JBIC の海外経済協力業務を新 JICA が承継するというところでございます。法律におきましては、この業務は、今後、「有償資金協力業務」と呼ぶこととされております。その有償資金協力業務の財務・会計に関しましては、独立行政法人通則法の中期目標・中期計画の規定の枠外で現行の JBIC の制度が残るということになっております。

第 2 点目は、これまで外務省が実施主体であった無償資金協力の実施業務の一部 予

算ベースで申し上げますと約6割程度、1,000億円程度になります。これを承継するということです。無償資金協力業務の実施というのは、いわゆる贈与の主体になるということです。これまでは、JICAは無償資金協力の贈与の主体ではございませんでしたが、新JICA法に基づきまして、無償資金協力の中の6割程度のポーションについて贈与の主体になるということです。

このように、旧来のJICAは技術協力を中心とした実施機関であったわけですが、新JICAにおきましては、有償、無償といった資金協力業務が入り込むことによりまして、資金協力機関としての性格をあわせ持つこととなります。これに応じて業務の実施方法も合理的に変えていくということになります。

それでは、次のページをごらんください。ちょっと細かくなってしまいますけれども、新JICAの業務につきまして、改正JICA法第13条、JICAの業務の範囲を規定しているところでございますが、この13条の規定に基づきまして簡潔に御説明していきたいと思っております。

この13条の規定は第1項、第2項、第3項と分かれておりまして、第1項というのは、JICA法の中に業務の根拠を持つ業務が集められております。第2項というのは、JICA法以外に作用法が存在いたします。第3項というのは、第1項、第2項の業務の実施に支障のない範囲内で行う受託業務を規定しております。

それでは、まず第1項から見ていきますが、第1項第1号の業務、これは条約その他の国際約束に基づく技術協力ということで、現JICA法の規定と変わりがございません。すなわち、開発途上地域からの技術研修員の受け入れであるとか、開発途上地域に対する専門家の派遣であるとか機材の供与であるとか、あるいはこれらを組み合わせて現地で実施する技術協力、そして開発途上地域で行われる公共的な開発計画に関する基礎的調査、こういった内容になります。これらはいずれも人から人への技術協力、人から人へのサービスの提供を通じた技術協力ということでございます。

第2号の業務が今回の改正点でございます。現在のJBICから承継する有償資金協力に関する業務を規定しております。いわゆる円借款業務、開発途上国の政府等に対して、それらが行う開発事業または経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付ける円借款業務と、法人等団体が行う開発事業に対する投融資、海外投融資業務というのがここに新たに規定されているということでございます。

第3号の業務も今回の改正点でございます。無償資金協力に関する実施業務を規定して

います。無償資金協力の実施ということは、先ほど申し上げましたとおり、資金の贈与の主体になるわけございまして、これまで JICA が関与してきた部分、技術協力として実施してきた事前の調査業務あるいは実施段階での促進業務と大きく質が変わることになります。ただ、先ほど申し上げましたとおり、すべての無償資金協力の実施を担当するわけではなく、外交政策遂行上引き続き外務省が実施する必要があるものは除かれることになります。具体的には、JICA が実施するのは、一般プロジェクト無償であるとか、貧困農民支援無償であるとか、コミュニティ開発支援無償等ということです。

この 1 号、2 号、3 号、いずれの業務も、案件の実施に当たりましては、国際約束というものを根拠として実施します。したがって、要請があり、案件の採択は政府が決定した上で実施に当たるということになります。さらに、この 1 号、2 号、3 号の業務に基づくいわゆる事業予算のようなものを大ざっぱに申し上げますと、新 JICA の中の業務の 9 割以上はこの 3 つの号で処理することになります。

第 4 号～第 7 号までは現在の JICA の業務をそのまま承継しております。

第 4 号の業務というのは、国民等が行う協力活動を助長促進する業務ございまして、有名な JOCV、ボランティア派遣事業であるとか、NGO 等が提案して実施する草の根の技術協力事業といったものが該当いたします。

第 5 号の業務というのは、移住者の安定定着に資する援助指導の業務ございまして、これは戦後 JICA がやってきた移住事業に残された最後の業務でございます。現在は高齢になられた移住者の方々の福祉事業といったものを行っておりまして、事業規模も 5 億円程度という非常に規模の小さなものになっております。

第 6 号でございますが、この第 6 号の業務というのは、第 2 項 第 2 項は緊急援助隊法という法律が作用法としてあり、それに基づき JICA が派遣業務をやっているということで第 2 項に整理されているのですが、第 1 項第 6 号と第 2 項を合わせた業務、これは海外で発生する大規模な災害に対する援助事業ということでございます。緊急援助物資の提供であるとか緊急援助隊の派遣といった事業でございます。年間の事業規模は大体 8 億円程度ということでございます。

第 7 号の業務というのは、技術協力などに携わる人材の養成、確保に関するものでございます。

第 8 号の業務ですけれども、これも実は今回の法改正で新たに明文化された業務でございます。第 1 号～第 7 号までの業務に関連して実施する調査及び研究はこの業務の中で整

理いたします。例えば第1号～第3号までの業務に基づく協力を実施決定する前に必要な事前の準備調査等は、新たに規定されたこの第8号業務の中で読み込むことになるであろうと、議論をしているところです。新JICAは、統合・簡素化された業務の流れを確保するのが1つの重要なミッションになっておりますけれども、この8号の業務は、そういった統合・簡素化された、かつ、事前の段階で総合的でシームレスな調査を行っていく上で非常に重要な役割を果たすことになると思われる業務でございます。

第2項は、先ほど、第1項第6号とあわせて御説明いたしました。

第3項の受託業務の規定というのは、新JICAになって新たに規定されたものでございます。したがって、今は存在しておりません。内閣官房に設置された「海外経済協力に関する検討会」の報告書の中でも、「より良いODAの実施のためには、援助協調や幅広い国民参加の推進が不可欠」との指摘がなされておまして、今回のこの受託業務は、こういった指摘を踏まえて、開発途上地域と我が国内外の国際協力に携わる幅広いリソースとの連携を実現するための方策として新たに規定されたと承知しております。

以上が第13条に基づく新JICAの業務ということですので。次のページでございますが、こういった業務をどのように組み立てて実施していくのか、その制度設計のポイントが一体何なのかということの説明をしています。若干抽象的な議論になってしまうかもしれませんが、御説明させていただきたいと思っております。

10月1日を目指しまして、現在、新しいJICAの制度づくりを精力的に行っているところでございますが、その際の第1点目の留意事項として、海外経済協力会議であるとか外務省を中心として企画立案される戦略的なODA、いわゆる政策インプットを踏まえて、いかに適切かつ迅速に事業の実施に反映していくことができるか、これがまず制度設計をしていくときの1番目でございます。

第2点目は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力という3つの援助手法を担うことになるわけですが、これらを有機的に組み合わせて相乗効果が発揮できるような組織・業務の流れをいかに構築するかということです。技術協力、有償資金協力、無償資金協力という3つの援助手法は、いずれにおきましても、案件の形成から先方政府の要請、実施機関による調査、そして政府の決定を経て実施に至るといった大きな流れは共有しておりますけれども、これまで、有償資金協力、無償資金協力、技術協力、別々にフローが存在しておりました。これをいかにストリームラインし、インテグレートしていくかが1つのポイントになります。

第3点目ですけれども、援助の全体像が適切に管理できるように、組織のつくり込みに当たりましては地域を中心とした体制を確立するというところでございます。

第4点目は、世界的にも有数の規模の援助実施機関になることから、国際社会に対して知的な面でも発信力を強化していく必要があるだろうということで、具体的に言いますと、開発研究所という新しい研究所を設置することが予定されております。

第5点目は、3つの援助手法を統合して総合的に実施していく上で、3つの手法をまたいで知見を有する人材の育成に資するような人事・採用・研修といったことを念頭に置いてやっていくということです。

第6点目、最後になりますが、外部との連携窓口に関するものです。ODAの実施機関の窓口が一元化されることに伴いまして、国際機関であるとかNGO、民間企業、大学、地方公共団体、内外の援助関係者との対話の充実を通じて、我が国の産官学が有するすぐれた技術やノウハウや人材等を生かせるような包括的な協力を実現することを念頭に置いて制度設計をしているということでございます。

最後のページは、そういった制度設計を通じて、業務面の一体化、組織面の一体化、人事制度の一本化、現場主義に根差した海外事務所体制、統合による効率化を実現して、新しいJICAに課された新たな業務を適切に実施していくということを述べております。

きょうは非常に基本的なことであったかもしれないのですが、今後の議論をしていく上でベースになる部分だと理解しておりますので、きょうの議論を踏まえながら、フローについては今後さらに御説明を加えていきたいと考えている次第です。ありがとうございました。

原科座長 御説明をどうもありがとうございました。

今御紹介いただきましたように、新JICAは大変大きな組織になります。この前いろいろ伺いましたところ、円借款業務は、JBICは今7,000億円とか8,000億円とか、そういうオーダーでやっておられる。それから、新たに無償の方で1,000億円ですか。さらに、これまでの通常業務で1,600億円ぐらい使っておられますね。全部足すと何と1兆円ほどになりますからね。1兆円を超すかもしれないです。だから、すごく大きな組織になります。それだけに国民に対する説明責任も大変重要だということだと思います。たまたまけさの新聞に、日本のODAが大分減ってきて、これまで3位だったのが去年は5位になってしまったとか出ていました。90年代は国際協力に10年間ずっと世界1位のお金を使ってきたのが、随分変わってしまいました。この間に政府内でのい

ろいろな変化がございました。今御紹介いただいたとおりでございますが。

そういうことですけれども、私は、国際協力というのはやはり日本の国にとって大変重要なことなので、ただ単調にこのまま予算を減らせばいいとは思っておりません。国民各界各層の理解を得まして予算が減るのにブレーキをかけて、むしろふやして行って、国際的に本当に目に見える格好で日本が貢献してもらいたいと思います。そのためには、説明責任を果たすための大変重要なことは、やはりセーフガードポリシーですね。この環境社会配慮ガイドラインはそういうことに役立つのだとお考えいただいて、いいものをつくっていただきたいと思います。

というところで、今御説明いただきましたけれども、何か御質問等ございますでしょうか。

福田委員 御説明いただき、ありがとうございます。2点ほど質問させていただければと思います。

1点ですが、無償資金協力について、今後一部を新JICAが実施していく、そして外交政策上の必要性から外務省に残る部分があるということなのですが、この仕分けを教えてくださいたいというのが1点です。というのは、これをJICAさんにお尋ねすべきなのか、外務省さんにお尋ねすべきなのか、ここで委員である北村さんにお尋ねすべきなのかよくわからないのですが、外務省に残る部分についての環境社会配慮というのは今後どのように行われていくのかということ、JICAの方でもいいですし、北村さんでもいいですし、もしわかれば教えていただきたいと思います。

2点目ですが、今後の組織の形がどうなるのかということは今の話の中ではなかったのですが、その辺はどの程度決まっていらっしゃるのかということ、もしこの中で御紹介していただければ、お伺いしたいと思っております。この統合のポイントの中に組織面の一体化ということが書かれていまして、私たちが実際に現地で問題案件 問題案件と言うのはあれですけれども、住民の方からさまざまな懸念が表明されている案件をJBICさん、JICAさん双方とお話しさせていただく機会があるのですけれども、JBICさんに聞くと、基本的には地域部というか営業部というか、開発第1部、第2部と呼ばれているような部門で対応していただいていると。一方、JICAさんに伺うと、基本的には、開発調査の段階であればセクター部と言われる社会開発部だとかでお話を聞いていただいていますし、無償に入ると今度は無償資金協力部で対応していただいて、必ずしもアジア部に一義的に対応していただくということではないのですが、その辺が今後どうなってい

くのかなということに関心を持って伺っているところであります。

ＪＩＣＡ（植嶋） 無償資金協力のサブスキームは結構数多くて、今ここで全部口頭で申し上げてもいいのですけれども、資料が何かでお渡しした方がいいのかなと思います。たくさんありますから、ここで読み上げても、もきっとわからないと思いますので。

２番目の質問については、私はちょっと答え得る立場になありません。外務省さんに残る部分については、コメントは差し控えさせていただきたいと思います。

ＪＢＩＣ（中澤） ＪＢＩＣ開発業務部の中澤でございます。よろしくお願ひいたします。

組織についての御紹介がございまして、最後のページに業務面の一体化ということで書かせていただいておりますけれども、「政府が策定した戦略・政策に則り、地域担当部が司令塔となって、援助を機動的かつ迅速に実施」、これが今決まっている骨格の部分でございます。新ＪＩＣＡにおきましても、大きく申し上げまして、地域部と、先ほどセクター部とおっしゃったかもしれませんが、課題部というものがございます。それから、無償資金協力部は、それがそのまま移るということではございませんけれども、資金協力支援部に衣がえして新ＪＩＣＡに設置される形になります。地域部が司令塔となつてということでございますので、地域部でその３スキーム、どのスキームにおいても全体管理を行うという形になっていくかと思っておりますけれども、個々のプロジェクト単位での案件レベルの管理をどういう形でやっていくか、それを東京の中の地域部と課題部、あるいは資金協力支援部も含めてどのように役割分担していくか、さらには在外事務所と東京の間でどういう役割分担をしていくか。これもどうしましてもＪＩＣＡ、ＪＢＩＣそれぞれの人の顔がありまして、現実的にはそこがどういう形で配置されるかということにも、特に暫定期間中はかかわってくると思っておりますので、今まさにいろいろな形で議論をしております。ただ、いずれにいたしましても、ここにございますように地域担当部が司令塔となつて３スキームとも全体的な管理をしていくということ、新ＪＩＣＡにおいてそういう形で進めていくということを既に協議しているところでございます。

北村委員 外務省の北村です。外務省に対する質問がありましたので、有識者という立場ですが、マイクを取らせていただきます。１点目の無償の仕分けというところにつきましては、担当部局と相談して、次回以降、資料を出させていただきたいと思っております。基本的には、草の根無償であるとか、あるいは機動性が必要な緊急無償であるとか、そういう外交政策とリンクさせてやっていかなければいけないようなものが外務省に残る形になつ

ています。ではそこに環境社会配慮ガイドラインがどのように適用されるのかという点については、まさにここで御議論いただくであろう新JICAのガイドラインとそんなに大きく外れたものにはならないのではないかと個人的には思っていますが、それも、ここで議論を踏まえて当省の担当部局で必要性を含め検討する形になるかと思しますので、現時点でこうだというような明確な方針についてはお答えできない状況でございます。

堀田委員 1点教えていただきたいのですけれども、先ほど福田委員が聞いてくださったことと基本的には同じで、組織・体制の話ですが、環境社会配慮に関する組織・体制がこれからどうなっていくのか、恐らく今議論が進んでいるさなかなのではないかと想像しますけれども、それでも結構ですので、今後どうなっていくのかということについて御説明いただければと思います。

事務局（廿枝） ごらんのとおり、JICAは企画・調整部の中に環境社会配慮審査チームというのがございます。他方、私どもの方は、先ほどもちょっと話に出ましたが、環境審査室という室がございます。新JICAでは、ほかの部・室の並びで審査室というのが設置される予定でございまして、そこが有償、技協、無償すべてについての環境社会配慮審査と、あと、かなり色合いが違うのですけれども、信用力審査、今、私どもの方では国際審査部というところがやっているのですが、カントリーリスクなどの審査と、いわゆる営業部門に対する牽制としての審査部門ということで機能的には統一的な対応ができるということで、審査室で信用力審査と環境社会配慮審査の両方をやるということで設置を検討しているということです。

事務局（熊代） もう1つ、いい機会ですので。一応10月1日からそういった体制にはなるのですけれども、10月1日に急に組織を変えるというのもなかなか難しいので、JICAの方は4月1日から審査室準備室というのをつくって、その中に環境審査の1課、2課、これはJBICが来られてから全部の体制は整うのですが、その箱だけはつくって、人事上の発令も4月1日からしております。

堀田委員 続けてお願いしたいのですけれども、その統合される審査室の機能について、現在、審査室、審査チームと分かれている両機関のそれぞれの担当部署が1つの部屋になった後に、その新しい審査室での役割分担はどうなるのかなと。大ざっぱに言いますと、今はプロジェクトサイクルの別々のところで違うところを御担当している格好になっているわけですが、もう1つの可能性としては、今度は縦横を逆にして、1つのプロジェクトは最初の段階から実施の段階まで1つの同じチームが担当されてというようにプロ

プロジェクトごとに担当が決まる、そういう機構もあり得るのかなと思います。いろいろ仕組みはあり得ると思いますけれども、多分、この後出てくる論点で、その両機関の連携、今まで別々であったものをどうやってよくしていくかといったようなことにも関連するかなと思いますので、教えていただければと思います。

事務局（廿枝） まず、基本的な考え方としまして、審査室に限らず新 J I C A の組織全体について、せっかく 1 つの機関になるのであれば、スキーム別のと申しますか、援助手法としての技協だ、有償だ、無償だと、そういう特定のスキームに特化した部署は極力つくらないようにしよう。スキームというのはある意味道具で、道具は使うためにあるわけですので、その道具をうまく使いこなすためには、スキームではなくて、やはり基本的には地域とか課題といったような形でやっていこうということになっています。その精神にのっとりまして、審査室の中の環境社会配慮の部分についても、業務量的に 1 つの課ではおさまらないものですから 2 つに課を分けるけれども、それはあくまでも地域割りにしようということ考えております。基本的に、1 つの課はアジアを中心とした課になって、もう 1 つの課はそれ以外の地域ということになるとは思いますけれども、そういった中で、それぞれの課は、例えばアジアを中心とした課は、技協だろうが有償だろうが無償だろうが、新 J I C A になればそういったスキームを組み合わせた案件もふえていくでしょうから、そういったものも統一的に環境社会配慮審査を見ていくという形を今考えているところです。

高梨委員 高梨でございます。ありがとうございます。

きょうは、植嶋さんが冒頭、基本編ですと申しますか、入門編ということで詳しいお話を聞けなかったのですけれども、一番関心があるのは業務フローなのです。先ほど、8 号案件ということで、まさに協力準備調査がどういう形で行われるのか、そしてその中で 3 事業の一体化がどういうふうに組み込まれるのか。現在、円借款の方で S A F 事業があったり、開発調査、それから無償の基本設計等あるわけですけれども、1 つは、ここで議論になると思いますけれども、そういった業務のフローがどうなるのか。実はこれは私ども別途いろいろな形で意見交換をさせていただいていますけれども、正直まだ十分つかめないうところがあります。次回以降で結構でございますけれども、そういった業務フローがわかるような形で御説明いただければ幸いです。

原科座長 この件は、前にもそういう御意見がありましたね。

早水委員 環境省の早水ですが、今の点はぜひ次回以降クリアにさせていただければと思

います。新しいガイドラインと非常にリンクしておりますので、ぜひお願いします。

私は単純な質問が2つありまして、1つは、最後につけ加えられた受託業務というものは、委託者というのですか、依頼をする人はどんな人か。例えば日本政府なのか、外国政府とかもあり得るのか、あるいは民間とかもあり得るのか。頼む方ですね。誰から、あるいはどんなことを頼まれることになるのかというのを参考までに知りたいということです。さっき御説明があったかもしれませんが、それはいろいろな援助とどういう関係のものが想定されているのかというのを知りたいのが1つ。

第2点は、今度、ガイドラインの対象となる業務は、基本的に1号、2号、3号と、それから8号というのも多分なるのかなと思っているのですが、そんな感じとっていてよろしいのでしょうかということです。

その2点、お願いします。

JICA（植嶋） まず受託業務でございますけれども、あくまでも新JICAという法人の行為能力の範囲の中で受託するというところでございますから、いわゆる開発途上地域の社会経済の発展等々の目的の範囲の中で業務を受託するということとなります。

それから、委託者の範囲は、たしか私の記憶では、もちろん法律上は外国政府、国際機関、民間企業等は排除されていないと思います。個人がたしか入っていなかったと思います。

ガイドラインの規定の話はちょっと……。

事務局（熊代） それも含めてこの有識者委員会の中で議論していただくと。恐らく、調査・審査・実施のところの兼ね合いみたいな話は出てくると思いますが、そこをどうするかというのは、論点整理なんかを踏まえてこちらから案を出して、それでまた議論いただくことになろうかと思います。

早水委員 わかりました。

清水委員 今後の業務フローとあわせてこの委員会の議論を進めていくということだと思っておりますけれども、その基礎的な情報としまして、現在、JBIC、JICAそれぞれ、どこの部署がどの事項についてどのような役割を果たしているのかといった現状もあわせて教えていただけるとうれしいです。というのも、例えば、JBICであれば、融資契約後のモニタリングについて、営業がやっているような、現地事務所がやっているような、外から見ているとどうもよくわからない部分があります。現地事務所がモニタリングにおいてどのような役割を果たしていて、営業はどのような役割を果たしていて、では審

査室は全く絡まないのかとか、そのあたりの現状も明確にしてから今後のことについて話していきたいと思いますので、それを参考情報として教えていただけたらうれしいです。次回以降で結構です。

事務局（熊代） 今のは、現状でという御質問ですよ。

清水委員 現状もということ。業務フローも重要なのですけれども、そのベースとなる情報として現状どうなっているのかということも頭に入れておきながら今後の業務フローを考えることも重要だと思いますので、現状どうなっているかということもあわせて教えてくださいという趣旨です。

J B I C（中澤） 先ほどのお話の中で、東京の営業部、うちで言いますところの開発1部～開発4部というところが見ているのか、それとも在外が見ているのか、やや不明確だというお話だったと思うのですけれども、東京の開発ナンバー部と在外事務所というのは、地域を見るという意味ではまさに一体的に仕事をしております。J B I Cの中の例えば決裁権限規程等においては、むしろ東京から権限を委譲される形で在外が運用しているというようなことがありますので、多少不明確なところがあるのかもしれませんが、逆に言いますと、まさに一体的に地域をしっかり見ているということだと思います。一方で、東京の中での環境審査室ですとか、今のJ B I Cで言えば開発セクター部、新J I C Aにおける課題部に相当するところになりますけれども、そういうところはある種機能を別を持って、スペシャリティを地域という観点ではない切り口で持っておりますので、そこについては東京に対しても在外に対してもさまざまなアドバイス等をしているというのが実態かと思えます。具体的にこういう事項についてはどちらが所掌なのかということであればお答えしやすいかと思うのですけれども、それぞれ東京にあることの比較優位であったり、在外にあることの比較優位であったりということを活用しながら地域を見ているという意味では、在外と東京とまさに一体となってやっているというのが実態だと思います。

清水委員 ありがとうございます。

今、例えばという事例でモニタリングを挙げさせていただいたのですけれども、例えば審査についても、必ずしも審査室だけがやっているとは受け取っておりませんで、失念したのですけれども、営業も何らかの形でかかわっていると理解しております。だから、今後のフローを考える上で、審査においてはどこの部署がどういう役割を持っているということを、できれば紙か何かで体系的に教えていただけたらと非常にうれしいです。

J B I C（中澤） それでは、次回以降にチャートでも準備させていただいてと思いま

す。

清水委員 ありがとうございます。

中山委員 先ほど、日本のODAが世界5位になったと聞いたのですが、私ども海外建設協会は、いろいろとJBIC、JICA、外務省等にもお願いしているのですが、そのときに、ODAの予算は大事なのですが、その担当する人の数というか、組織、人数というのが非常に大事ではないかと思っております。JICAとJBICが一緒になったといっても、JBICは人数が多くないので、それほど人数がふえることはないと思います。今回いろいろな検討をされていると思いますが、今の人数が国際的な機関と比較して、新JICAが世界有数規模の機関になれるということはわかっているのですが、例えばワールドバンクとかADBと対等にやっていけるほどの組織と人の数、予算がどうなっているかという比較等はされているのでしょうか。お聞きしたいと思います。

原科座長 この件はどうでしょうか。人手不足で大変だというのはいつも聞いていますがけれども、どのくらい違うのですか。

JBIC(中澤) JBICが少ないという御指摘をいただきまして、JBICの方から。

御存じのとおりかと思えますけれども、例えば世界銀行 世界銀行も世界銀行グループとJICA、JBICの海外経済協力業務の部門を比べましても、人数的には圧倒的に少ないということがございます。このあたりは日本政府としての政策、あるいはいろいろ厳しい諸条件がある中でのお話かと思えますので、私どもからこれ以上コメントできる立場にはございませんけれども、単純な数字の比較だけしますと、なかなか厳しい状況にあるのが実態かと思えます。

吉田副座長 今のポイントは結構大事で、人数、それからアドミニストレーションのコストもこういう機会に広く公開して。JICAもJBICも職員の方は残業が多くて、それで国民からいろいろ、あれもやれ、これもやれと言われて苦労していると思うのです。人数、人材がいなくて、アドミニストレーションのコストもないで大変ですねと同情しているのですけれども、そういうところは機会があればきちっと発信して。やはりできないこともあるからと同情する面も、私もかつてそういう立場にあったものですから。特に、人数に限らずアドミニストレーションのコストが大事ですね。そういうこともぜひ知りたいと思えますし、伝えるべき事柄の一つではないかなと思えますので、よろしく願います。

原科座長 では、今のような情報は用意していただいてよろしいですか。

事務局（廿枝） ええ。どういう情報をどれくらい出せるかというのはあれですけども、いずれにしても、世界で先進的なガイドラインをつくれと言われていて一方で、ぜひ体制も世界で先進的なものにしていきたいという思いも個人的にはないわけではないものですから、他機関と比較可能な範囲で、新 J I C A の体制がどういう感じになるのか皆さんにイメージを持っていただけるようなものを用意したいと思います。

原科座長 そうですね。おっしゃるとおりだと思います。

高橋委員 小さな点かとも思いますけれども、先ほど最初の方で無償資金の J I C A と外務省の仕分けの話があったかと思えます。1つ気になっているのが緊急無償の位置づけなのです。ガイドラインの場合は緊急無償のカテゴリーがその国の状況とか地域の状況によって決められているので、案件そのものの性格とか特徴、大型案件とか予算の規模とかそういうもので決まるわけではない中で、他方で、今後、日本が平和国家という形でそこら辺が厚みを増してくるだろうと思われる中で、緊急無償であろうとも結構いろいろ私なんかはイラクで活動していますと、緊急状況でやられていてもいろいろな影響が出る部分が多いものですから、そのあたりをどのように考えたらいいのかというあたりをぜひ今後の議論の1つにさせていただければと思っています。

原科座長 そうですね。わかりました。

ほかにございますでしょうか。

福田委員 今の議論の流れに乗せさせていただきたいのですが、これは事務局の方や外務省の北村さんに御相談なのですけども、今後、無償の議論をこのガイドラインの改訂の中でしていかなければならないという中で、実は外務省の無償課の方は今このテーブルにはいらっしやらないのですね。事務局の方としても出ていらっしやらないですし、北村さんは政策課からいらっしやっているので、例えば、今無償はどうなっているのだろうという疑問が出てきた際、あるいはこれからガイドラインの形を議論していく中で、それは無償の現実に合わないんじゃないかと逆に無償課の方が何かおっしゃりたいことがあるかもしれないですし、その辺うまいこと、現在の無償の審査・実施を担当していらっしやる無償課の方の声あるいは意見もこのテーブルに乗せられるようなやり方はないのかなと思っていますのですが、いかがですか。

原科座長 それは適宜来ていただく格好はとれます。そういう格好でいけると思えます。本当は委員になっていただきたかったのですけれども。

北村委員 外務省の北村です。有識者としての帽子を脱いでいいのかかぶっていいのか半分わからない状況ですけれども、今みたいな切り口からですと、有識者としてよりはむしろ事務局としての立場に近いと思います。具体的にどうするかについては、事務局とも相談させていただいて、何らかの対応を検討させていただきたいと思います。

原科座長 私、最初に委員構成のことを申し上げて、NGOはもうちょっと多い方がいい、それから行政の方も国土交通省とか農林水産省とかいろいろ関係する方が他にもおられるので多い方がいいのかなと申し上げたのですが。この会は16名ということでスタートしておりますので、それ以上に必要な情報に関しましては適宜来ていただくということに対応すればよろしいと思います。そんなことでよろしいですか。それは中でまた御検討いただきますけれども、以前の委員会では何と外務省からの委員が3名おられて、それに比べるとちょっとインプットが減ってしまいますので、フロアからのインプットということでぜひお願いしたいと思います。

吉田副座長 先ほどの清水委員の資料にADBのレビューとの比較がありました。先ほど説明がありましたが、今後、新JICAはモダリティに区切らないで地域に区切っていくと。すなわちどういうことかということ、業務のやり方が結構ADBに近くなるのかなというイメージで聞いていたのです。というのは、ADBの場合は、技術協力と、無償ではないのですけれどもADFというファンドのがあって、それから有償、通常の利子がつくOCRと、そういう意味では連続してやっています。そしてガイドラインは1つでやっていますよね。具体的には、1人のスタッフが調査から技術協力、資金協力、それからプロジェクト完了報告ですか、アドミニストレーションも全部やる。私自身が16年いまして、そういうサイクルでやっていました。ですから、今回はぜひ、ADBのレビューのレポートもありますので、手前みそですけれども、それを参考にしたらいいかなと思います。

でも、決定的に違う点もまたしっかりと理解しておかなければいけない。それは、ADBの場合は国際機関ですから、ガイドラインの制定に当たっては理事会に途上国の代表理事が3割4割いるわけです。私、何回も言いますがけれども、この会場には我々が作るガイドラインのユーザーのレプリゼンテーションがゼロだということで、我々はいつもそれを頭の中に入れて議論していった方がいいと思います。もちろん、NGO代表の福田委員、清水委員等は途上国に出かけてそういう声を一生懸命取ってくると思うのですけれども、基本的にはそこで発見したことを向こうの途上国の政府にもっと声高に訴えることも、もちろんしていると思うのですけれども、私はそれが最も大事なことだと思っています。そ

ういう意味では、改めて、ユーザーのレプリゼンテーションがないから、ユーザーオリエンテッドなガイドラインをつくるにはどうするのがいいのか、その辺も追加の調査の中でしっかりと入れてもらいたいと思います。追加調査の目的がきちっと書かれていないのが非常に不安なのです。本調査を補足するというのですか、本調査にはもう1つ、目的が2つくらいあったと思うのですけれども、今回のガイドラインの改訂に当たっての目的にしてはちょっと弱い目的なのです。したがって、補足調査に関してももう少し、何の目的で調査をするのか、恐らく、現実の適用をすることにおいて現行ガイドラインのどこにギャップがあったか、そのためにプロジェクトをいろいろ個別に見て行って、あるいはサーベイして行ってという話だと思います。ですから、ぜひその視点からほかの調査もやってみてもらって、かつ、もう1つは、レプリゼンテーション、ユーザーオリエンテッドをどのように評価するかという視点でお願いしたいと思います。

原科座長 フロアからも手が挙がりました。どうぞ。

オブザーバー（安田） WWFメコン・プログラムの安田と申します。私どもメコン・プログラムは、WWFというNGO グローバルなNGOですけれども ネットワークの一部で、メコン地域で環境保全活動にかかわっております。

今の吉田先生のコメントに関係するのですが、現在のJICAのガイドラインの中に、改訂に際してはさまざまのところから意見を聴取するというところで、その中に、海外政府、途上国政府及び海外NGOなどにも広く意見を聞きというような条項があるのですけれども、その海外からの意見というのはこのガイドライン改訂のどの段階で行われる予定なのかということと、委員会制でやっていらっしゃるのですけれども、例えば委員ではない内外の者が書面で意見を提出した場合は、それをこの場で議論していただけるのかということと、海外からそういう意見が出た場合に、その人は議論の場に来なければいけないのか、内容にもよると思うのですけれども、参加という意味で物理的に不可能な部分も出てくるので、そのあたりのお考えをお聞きできればと思います。

原科座長 これまでのやり方を言いますと、1つはこの場ですね。この場でフロアからどなたも区別なく意見は出していただけますから、その場に来ていただけるようであれば、そういう格好で意見はインプットできます。それから、いろいろな方に意見を募集しますから、適宜、メールでも何でもインプットしていただいてもいいと思います。それからもう1つ、公式の方法は、パブリックコメントの期間を設けます。これはガイドライン案ができてから1月以上は持つと思いますけれども、その間にいろいろ意見を出してい

ただ、そのパブリックコメントのために、前のときはそれぞれ現地にも御説明に行っていて、その上で意見をいただいております。二段構えになっております。十分インプットは可能な仕組みになっております。よろしいですか。

オブザーバー（安田） はい。

原科座長 というようなことで、事務局はいいですね。

ほかに御意見ございますでしょうか。

では、この辺でこの議題は一応、質疑応答は終わりました。いろいろ宿題が出ましたけれども、よろしくをお願いします。

（３）「ガイドライン改訂に関するNGO提言書」について

原科座長 それでは、あと15分弱でございますので、3番目の「「ガイドライン改訂に関するNGO提言書」について」に行きましょう。これは清水委員が資料を用意してくれましたので、これを御説明いただくということになります。資料3-3-1と2と3ですか、3つございます。よろしいでしょうか。3-3-1が「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン改訂に向けたNGO提言書」、3-3-2も提言書ですか。抜粋と要約ですね。抜粋・要約が3-3-1で、3-3-2が提言書、3-3-3が「NGO共同提言の概要」、この3つになりますね。御説明はどんなふうになりますか。

清水委員 ありがとうございます。

これらの資料は第1回目から配付させていただいていたのですけれども、今回ようやく番が回ってきました。

原科座長 これは国際協力銀行のガイドライン改訂という表現になってはいますが、同様なことですね。

清水委員 はい。

こちらがそのパワーポイントの資料です……

原科座長 横長のものですね。

清水委員 これが本体の提言で、1枚のものが提言書の抜粋・要約になります。

このパワーポイントに沿ってお話いたします。

発表内容ですけれども、この3項目についてお話し致します。3つ目にお話しする「一部提言内容の解説」というところですが、実はこのNGO提言書自体は全部で16

テーマ29項目ございまして、それを一つ一つここで話ししているとかかなり時間を取ってしまいますので、そのうち一部を抜粋して、私たちがこの提言を出したのかその理由・背景・趣旨について砕いて御説明したいと思います。しかし、今日挙げたテーマが挙げないテーマよりも重要であるというわけで選んだというわけではありません。私たちにとってこの一つ一つの提言それぞれ同様に重要であります。

まず「NGO提言書作成の背景」ですけれども、これら5団体プラス1個人で作りまして、賛同団体10団体を得て、既に去年の11月にJBICに提出しております。作成した背景ですけれども、これらの団体の中には、90年代からJBICが支援するプロジェクトを市民の立場からモニタリングしてきた団体もあります。何でモニタリングしているかということ、要するに現地のプロジェクトにおいていかに環境社会影響というものを回避・最少化・緩和できるかという目的で活動しております。その経緯もありまして、現在のJBICのガイドラインの策定にも深く関わってきましたし、その策定後、2003年の10月以降は、そのガイドラインがどのように運用されているかということについてモニタリングしてきました。それから5年近くたちまして、私たちがなりにこのガイドラインの効果であるとか課題といったものを感じているところでありまして、効果についてはあえてここでは触れていないわけですけれども、特に課題の部分について、一体どのようにしたら課題が克服できるのかという視点で、ぜひその課題を克服していきたい、そして現地での影響を少なくしていきたいといった問題意識から、このガイドラインの提言書を作成致しました。

「NGO提言書の構成」ですけれども、ここに5項目あります。上から4つ目まではこの提言の本体になります。最後の「案件事例における課題と教訓」ですけれども、これは、実際に私たちがモニタリングしてきた事例をレビューしまして、ガイドラインの改訂に当たって一体そこから何が導き出されるのかといった教訓を引き出したものになります。ですから、上の4つの提言は、これら実際に起こった問題をどういうふうに解決できるのかといったことに基づいて提言されたものでして、机上の空論で主張しているわけではなくて、現地で起きている問題をいかに解決するかという視点で作成いたしました。

次のページから提言項目になります。星のついている部分について後から説明したいと思っておりますけれども、「ガイドライン第一部に関する提言」は、JBICが実施することになっている環境社会配慮確認で、主に情報公開についての項目が多くなっています。第二部はプロジェクト実施主体に求められる環境社会配慮項目で、これは主に社会的な面

が多くなっています。細かい点は時間の関係もありまして省略いたしますが、後で本体を読んでいただければと思います。「新たに取り組むべき課題」は、現行ガイドラインには全く書かれていないけれども今後新たなイシューとして出てくるであろう項目、取り組むべきであると考えている項目として、原子力関連プロジェクトと歳入の透明性について挙げました。次が「J B I Cが行う調査の情報公開」で、15番はJ B I Cのうち国際金融等業務への提言ですので、ここでは円借款には当たりませんが、16番の有償資金協力促進調査の情報公開についての提言になります。

次のページの案件事例7案件ですけれども、主にこの7案件のモニタリングをもとに、題材として課題と教訓を出しました。完全適用の案件、部分適用の案件とありますけれども、これは現在のガイドラインが完全適用なのか部分適用なのか適用外なのかといったことを書いたもので、適用外になっている案件もあります。しかし、わたしたちとしては適用外であっても今後ガイドラインを改訂するに当たって教訓を導き出せる部分はあるだろうと考えて、適用外の案件もあえて含めました。

では、「一部提言内容の解説」に入らせていただきます。

まず、提言1の「情報公開の範囲」ですけれども、これは環境社会配慮の主要文書についての公開の範囲のことです。現状では、J B I Cのガイドラインでは「環境アセスメント報告書等」を公開としているわけですけれども、実際に何を公開しているかという点、現地で許認可された言語による環境アセスメント報告書と環境許認可証明書のみであって、この「等」という言葉が、言ってみれば狭くとらえられているのではないかと考えています。ここでは事例を挙げて、例えば住民移転計画も公開すべきなのではないかと考えています。

この事例はスリランカの南部ハイウェイ建設事業で、スリランカの旧首都のコロンボ近郊から南部の都市まで130kmの高速道路を建設するものです。この案件を実施するに当たって5,680世帯2万340人が移転の対象となりまして、現在ではかなり改善されていると認識していますけれども、過去に非常に大きな問題が起こりました。

この事業に関する住民移転計画書は2004年の10月に地方役場にて公開されていたわけですけれども、ただ、当時既に移転のプロセスは開始されていて、多くの移転対象となっている住民が事業の補償政策について知らされないまま、つまり、市場価格で土地が算定されるのかどうかとか、そういったことも知らないまま、事業者、つまりスリランカ政府と交渉を行って補償を受け取ったというケースが非常に多くて、住民にとっては非常

に不利な状況下での補償交渉となってしまいました。

ここで言えることは、まず住民移転計画書は非常に重要な環境社会配慮上の文書であるということが1点です。それから、現地での公開を求めるというのは当然なのですけれども、その周知のためにはできる限り広いアプローチの公開が必要だろうと考えて、提言1として、J B I Cも積極的に公開していただきたいと考えています。また、J B I Cが住民移転計画書を公開することは現地にも資することだと考えますけれども、J B I Cの融資をするに当たっての説明責任を果たすという意味でも非常に重要であると考えています。ここでは住民移転計画書を事例に挙げていますが、そのほかの環境社会配慮上の主要な文書も公開するべきであるという提言です。

次の提言2の「情報公開の方法」ですけれども、どのように情報公開をしているかということで、現在、環境アセスメント報告書など環境社会関連文書の公開方法につきましては、特段ガイドラインでは規定はないわけです。現状としては、東京のJ B I Cの広報センターで公開しているとなっています。事例はインドネシアのブサンガン水力発電事業なのですが、現地の住民組織がJ B I CにE I Aの請求をすると、J B I Cからは東京での閲覧・コピーを案内されたということで、もう少し親切かつ工夫された公開の方法ができないものかと考えて、提言2では、東京のJ B I Cだけではなく、例えばウェブサイト上であるとか本部及び実施国における新機関の現地事務所、在外公館での公開、それから、要請に応じて文書の写しを無償で交付、送付するなどの工夫した公開方法をとっていただきたいという……

原科座長 済みません、ちょっと時間が迫ってきたので、今の調子でやると時間が足りなくなりますので、ここで一回とめていいですか。

清水委員 はい。

原科座長 それで、論点のこともやりたかったのですが、時間がもう来てしまいましたので、次回が10日ほど先にありますから、そのときに残りを簡単に説明していただいて、論点整理に入りたいと思います。この議論は論点整理につながりますよね。だから、次の段階の最初に少し追加で説明していただいて、論点整理に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。そろそろ論点整理に入らないとまずいと思いますので。今のは中身として論点整理とつながってきますね。私はそう思います。そんな感じです。

吉田先生、そういうふうに行いましょうか。

吉田副座長 ええ。

原科座長 よろしいでしょうか。この辺できょうのところは一回ストップしてということにします。それで、次回は、今の残りをちょっとやっていただきますけれども、論点整理ということで進めたいと思います。

きょうの議論でそのほかに何か御意見ございますでしょうか。一応きょうはこれで終わりますが。

事務局（齋藤） J B I C の齋藤です。

論点整理案をお配りしています。右肩に 3 - 4 - 1 と書いてあるものです。説明は次回にさせていただきますが、ペーパーの位置づけだけちょっとお話しさせていただければと思います。

ここの 1 ページ目に書いていますように、主要な論点について、今後、規定の必要性和記載ぶりの方向性を議論することを目的に策定しています。

内容的には、ここに ~ まで書きましたが、実施状況調査等から導き出される課題、現行の両方のガイドラインの相違点への対応、国際的な潮流、こういったものを踏まえて論点を整理してございます。

表中に（共通）（ J I C A ）（ J B I C ）と書いてあるものがありますが、それぞれ書きましたように、（共通）というのは J I C A、 J B I C 双方に共通するもの、（ J I C A ）（ J B I C ）とあるのはそれぞれのガイドラインに関する論点ということで、今、清水委員から御説明いただいた提言書の内容については、基本的にすべて（ N G O ）と書き、 N G O から問題提起をいただいたことということで含めております。それから、（ J J ）と書いていますのは、 J I C A、 J B I C としての問題意識を書いています、そのほかに（堀田委員）とか（清水委員）と名前を書かせていただいていますのは、委員の方からこれまでいただいた意見ということでいただいたものについては含めております。

次回までにお願ひできればと思いますのは、中身の説明は次回にさせていただきますけれども、仮に項目とか論点について委員の皆様から追加したい論点があるとか、ここに書いてある記載が自分の言いたいことと少し違うので修正したいというようなことがありましたら、提案ですけれども、これも来週の水曜日までにいただいたものは確実にペーパーの中に入れて次回に配るということにしたいと思います。ただ、これ自体はこれから何回かかけて協議するものだと思いますので、水曜から遅れてしまうものについても、配る紙の中に入れられないということはありませんかと思いますが、別途、こういう意見をいただいていますということはお配りして、あわせて協議するというような形でさせていただ

ればと思います。

原科座長 大変結構だと思います。その方が速やかにまいりますので、そのようにしていただきたいと思います。

それでは、9日までにいただいたものに関してはこの紙に反映していただけるということで、次回、また新しく配っていただくことにいたします。

よろしいでしょうか。

では、次回、いろいろまた中身の議論に入りますので、今回は論点整理ということで進めます。それから、きょうの足りないのをちょっとやっていただきますが、基本的には論点整理をやりましょう。そして、そのときに、先ほど吉田委員からA D Bのお話がありましたので、その辺のこともできたら少しレクチャーをお願いできればと思います。そんなことで論点整理の議論に入ることにしたいと思います。

それでは、ほかにはよろしいでしょうか。

(5) 第4回の議題について

事務局(廿枝) 次回の議題についてですけれども、今、座長が口頭でおっしゃったことを我々事務局の方ですぐ紙にします。それで、明日中にメールで、15日の議題はこうということでよろしいですねということで委員の皆さんに御確認をいただいた後に、今度は、一般の方々の参加を募る意味で我々毎回ホームページに掲げていますので、来週のなるべく早い段階で次回の第4回の委員会のお知らせをホームページに掲げて、その中で次回の議題はこうですということを掲げることにさせていただきます。

原科座長 ビューローのようなことをさっきお願いしましたが、決まりましたか。もし決まれば、そのビューローの方に残っていただければいい。NGOはどなた。

小西委員 我々は1人欠席しているので。

原科座長 交代してもいいですよ。その都度だれか1人出ていただければ。余り固定的に考えなくていいですよ。チャンネルがあればいいので。そうすれば、今の話は簡単にやれるでしょう。行政の方もどなたか。

事務局(廿枝) あともう1点だけ。次回の場所は、この紙にもありますけれども、私どもJ B I Cの竹橋の本店の9階の会議室になりますので、お間違えのないように。場所はここの4分の1ぐらいのかなり濃密な感じの部屋になってしまいますけれども、そこも

あわせてよろしくお願ひしたいと思ひます。

原科座長 どうもありがとうございました。

早水委員 次回、業務フローみたいなのは説明されるおつもりなのかどうか、お伺ひしておきたいのですが。

事務局（熊代） いろいろ出たので、どこまで対応できるかというのは、その他の宿題も含めてこれから相談します。

福田委員 今は次回の議題を議論しているという理解でよろしいですか。

原科座長 この場でもしあれば、出していただければ。

福田委員 本日、当日配付資料ということで3 - 5 - 1という紙を配らせていただいています。カンボジア国道1号線改修事業という、これはJICAさんが開発調査をやり、無償資金協力の事前の調査を行った事業で、現在、外務省さんで無償資金協力の実施が行われている事業です。これについて説明するというものではございません。先般から申し上げておりますが、これからガイドラインの改訂の議論をする上で、実際に今までガイドラインが適用された案件はどうだったのだろうという事例研究の時間を設けさせていただきたいということを申し上げるために、こういう話を今後していきたいという参考のための紙ということで配らせていただいています。NGOの方で、このほかにも何件か、JICAのガイドラインで4件か5件ぐらい、JBICの方は調整しなければいけないのですが、事例研究の時間をまとまった時間設けていただきたいので、これを今後の議論のどこに入れるかということはまた相談させていただけますか。次回に入るかどうかというのは、今の様子だとわからないなということがあるので。いずれにせよ、こういう議論をこの場でさせていただきたいということを提案させていただきたいと思ひます。

原科座長 具体的なものをと。では、それはビューローでやりましょう。一応そういう提案があったということで、議論しましょう。

それでは、予定時間も5分過ぎましたので、きょうはここで打ち切らせていただきまして、次回は4月15日ということです。これはお手元のきょうの議題の下の、今後の予定に書いてございますように、2時～5時まで。同じ時間帯ですが、場所は国際協力銀行の本店、竹橋です。地下鉄竹橋駅の前ということで、そちらで開催いたします。

それでは、これで閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後5時06分 閉会